

# 別海町議会会議録

第2号（令和2年9月15日）

## ○議事日程

日程第 1

日程第 2

会議録署名議員の指名

一 般 質 問

- ① 3番 田村秀男 議員
- ② 2番 横田保江 議員
- ③ 4番 小椋哲也 議員
- ④ 13番 中村忠士 議員
- ⑤ 11番 瀧川榮子 議員

## ○会議に付した事件

日程第 1

日程第 2

会議録署名議員の指名

一 般 質 問

- ① 3番 田村秀男 議員
- ② 2番 横田保江 議員
- ③ 4番 小椋哲也 議員
- ④ 13番 中村忠士 議員
- ⑤ 11番 瀧川榮子 議員

## ○出席議員（15名）

|            |          |
|------------|----------|
| 1番 宮越正人    | 2番 横田保江  |
| 3番 田村秀男    | 4番 小椋哲也  |
| 5番 外山浩司    | 6番 大内省吾  |
| 8番 松壽孝雄    | 9番 今西和雄  |
| 10番 小林敏之   | 11番 瀧川榮子 |
| 12番 松原政勝   | 13番 中村忠士 |
| 14番 佐藤初雄   | 15番 戸田憲悦 |
| 議長 16番 西原浩 | 副議長      |

## ○欠席議員（1名）

7番 木嶋悦寛

## ○出席説明員

|            |              |
|------------|--------------|
| 町 長 曾根興三   | 副 町 長 佐藤次春   |
| 教 育 長 登藤和哉 | 総 務 部 長 浦山吉人 |

福祉部長 今野健一  
 建設水道部長 山岸英一  
 病院事務長 大槻祐二  
 農業委員会事務局長 中村公一  
 監査委員事務局長 小林由治  
 福祉部次長 青柳 茂  
 建設水道部次長 伊藤一成  
 総務課長 佐々木 栄典  
 財政課長 寺尾真太郎  
 防災交通課長 麻郷地 聡  
 尾岱沼支所長他 福原 義人  
 介護支援課長 千葉 宏  
 保健課長他 干場 富夫  
 農政課長 小野 武史  
 商工観光課長 田畑直樹  
 建築住宅課長 川畑智明  
 上下水道課長 外石昭博  
 指導参事 根本 涉  
 学校教育課長 入倉 伸顕  
 中央公民館長 内山 宏

産業振興部長 門脇芳則  
 教育部長 山田一志  
 会計管理者 阿部美幸  
 選挙管理委員会書記長 佐々木 栄典  
 総務部次長 佐々木 栄典  
 産業振興部次長 小湊 昌博  
 教育部次長 石川 誠  
 総合政策課長 三戸 俊人  
 税務課長 伊藤 輝幸  
 西春別支所長他 田村 康行  
 福祉課長 干場 みゆき  
 町民課長 青柳 茂  
 老人保健施設事務長 竹中 利哉  
 水産みどり課長 小湊 昌博  
 管理課長 伊藤 一成  
 事業課長 袴田 充輝  
 病院事務課長 小川 信明  
 学務課長他 宮本 栄一  
 生涯学習課長他 石川 誠  
 図書館長他 新堀 光行

○議会事務局出席職員

事務局長 小島 実

主 幹 松本博史

○会議録署名議員

8番 松 壽 孝 雄  
 10番 小 林 敏 之

9番 今 西 和 雄

---

◎開議宣告

- 議長（西原 浩君） おはようございます。  
ただいまから第2日目の会議を開きます。  
ただいま出席している議員は15名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
欠席議員は、7番木嶋議員であります。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
- 

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（西原 浩君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において指名いたします。  
8番松壽議員。  
○8番（松壽孝雄君） はい。  
○議長（西原 浩君） 9番今西議員。  
○9番（今西和雄君） はい。  
○議長（西原 浩君） 10番小林議員。  
○10番（小林敏之君） はい。  
○議長（西原 浩君） 以上3名を指名いたします。
- 

◎日程第2 一般質問

- 議長（西原 浩君） 日程第2 一般質問を行います。  
発言に入る前に申し上げます。  
質問者は、質問内容を簡明に述べて、その範囲を超えないよう注意し、答弁者は、その内容を的確に把握し、明快な答弁をされますようお願いいたします。  
質問の通告がありますので、順次発言を許します。  
初めに、3番田村秀男議員、質問者席にお着き願います。  
○3番（田村秀男君） はい。  
○議長（西原 浩君） なお、質問は一問一答方式であります。  
○3番（田村秀男君） はい、議長。  
○議長（西原 浩君） 3番田村議員。  
○3番（田村秀男君） 通告に従い一般質問を行います。  
質問のタイトルは、「創造交流の拠点施設「生涯学習センター」は地域活性化の起爆剤となるか」。  
本町のまちづくりの方向性を示す重要な総合計画が、将来人口の見直し作業を終え2年目に入りました。  
行政が行う政策は、この最上位計画に基づいて実施されます。  
この実施計画に基づき、町民が安心、安全で便利に暮らし続けるための拠点となる「生涯学習センター」の工事が、着々と進められています。  
建設場所は、「マルチメディア館」「ぷらと」などの公共施設や「小売店」「金融機関」「宿泊・飲食店」などが集積し、別海町内人口の約4割が居住する別海市街地の中心

部に位置し、令和3年12月に完成の予定となっています。

現中央公民館に比べ約2.7倍の延床面積となる施設には、移動観覧席を含め603席となる大ホールなどの公民館機能のほか、高齢者施設、集いの場、団体活動室などの機能が集約され、186台分の駐車場が併設される予定です。

財源は、防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金を活用し、建築主体・電設・空調・排水工事合計31億8,000万円を超える事業費です。

この「生涯学習センター」を拠点に、効率化と複合化を追求した公共施設の充実による市街地のコンパクト化を目指すことで、地域の活性化と経済の再生が期待されると思いますが、その工事が進むにつれて、大きく変わる中心部に対する町民の様々な声が聞こえてきます。

拠点施設の情報共有を「町民」「行政」「議会」が徹底することは、まちづくりのあらゆる主体に政策が理解されることの第一歩であるので、生涯学習センターの機能及び周辺公共施設の利活用並びに旧病院跡地、今後移転する中央公民館跡地などの有効活用構想について、以下の8点にわたり質問します。

1点目でございます。

生涯学習センターの愛称をどのような方法で決定されるか伺います。

○教育部長（山田一志君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） はい。

それでは、私からお答えをさせていただきます。

生涯学習センターの愛称募集につきましては、「広報べつかい」8月号や町のホームページにも掲載しましたとおり9月1日から募集を開始しております。

愛称決定に至るまでの流れについてですが、応募締切りとなります10月1日以降、まず、全ての案について社会教育委員の会議において協議し、10案程度まで選定を行います。

その後、町長による選考を行いまして、表彰対象となります優秀作3案を決定する予定であります。

その上で、最終的な愛称の決定についても、より多くの町民の意見が反映されるよう、3つの優秀作を候補とした決選投票を行います。

その投票方法は、公民館や各学校等に投票箱を設置するとともに、町ホームページにおいても投票を受け付け、最優秀作品1点を決定する予定というふうにしております。

なお、決定の時期につきましては、12月下旬を予定しており、町民の皆様には、「広報べつかい」などを通じてお伝えできるものと考えております。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） 愛称の決定には、選考委員会を設置して決めるという選択肢もあると思うのですが、投票で決定する方法に定めた考え方、なぜそういうふうにしたか伺います。

○教育部長（山田一志君） はい。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） はい。

先ほどもお答えの中で申し上げましたけれども、より多くの町民の意見を愛称のほうに採用するというような考え方にに基づきまして、選考委員会を設置するということよりも、今回のようなですね、応募によって、最終的には、最後の3つから選定を絞るというような作業にもより多くの町民の声を反映したいという思いで、現在の方法を検討いたしました。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） 投票ですということですが、愛称については、小学生、中学生、それから高校生ですか。

こういう児童・生徒からは、学校で投票する分については、先生が管理といいますかね、簡単にできると思うのですが、通勤者や一般町民の投票というのは、なかなか4カ所に投票しに来いという話で、今、「ホームページでもよい」というふうなこともありましたけれども、こういう方法で多くの民意を反映できると考えていますか。

○教育部長（山田一志君） はい。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） はい。

今、町のほうで、いろいろな広報媒体の活用を考えたときには、やはり、広報ですか、町ホームページというのが一般的かなというふうに考えておりますし、ただ、田村議員おっしゃられたとおりですね、こういった投票ですとか、そういうものを募っているというようなことをどのようにして広く町民に周知し、理解されるかが大事だというふうに思いますので、その辺については、力を入れてですね、周知されるように努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） ちょっと町長に伺いますけれども、たくさんの応募作品の中から社会教育委員が愛称を10点ぐらいに絞って、その10点の中から町長自身が3点に絞り込むということですね。

その順位を町民が投票で決定することになり、実質的には、愛称を町長が決めるというか、そういう重大な任務に懸念は抱いていませんか。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 決定方法については、田村議員がおっしゃるように選考委員会を開いて決定するという方法も、もちろんあると思います。

私の役割も、一応社会教育委員の方々が10点までに絞って、それをさらに3つまで絞り込むということで、それは、私個人がどうこうするか、それとも、教育委員会ではなくて、町長部局の中で対応していくか、そこら辺は、今後の事務手続だと思いますけれども、3つに絞るということですから、1つに決定するというわけではないので、その3つに漏れた7つの中によいがあるかどうかというのは、可能性はありますけれども、一応一遍に全部決めるというのではなくて、まず10点に絞って、そしてさらに3つに絞って、最終的にその中から町民の声を聴いてと。

検討委員会等で決める方法もありますけれども、そういう方法の場合、物事がよいか悪

いかとか、町の将来にとってどうなるかというようなことは、そういう方法がよりよい方法だと思いますけれども、今回は愛称ですので、やはり町民の人たちにどれだけ親しまれるかというようなことも重要な要素だと思っておりますので、そういうことも心がけて、3つに絞る部分は私どもで担当したいというふうに考えておりますけれども、最終的には、町民の皆さんの御意見で愛称を決めたいというふうに思っておりますので、御理解よろしくお願い申し上げます。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） ちょっと気になったのですけれども、工事現場には、「名称を公募する」という表記がずっと掲げられておりました。

今朝現場を見てきたら、シートで覆われて、そのところは、完成図がもう半分ぐらい見えないような形で覆っていますけれども、これ、愛称のほかに、名称は、生涯学習センターと決まっていますのではありませんけれども、そういう募集の予定はあったのですか。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） はい。

今議員のほうから御指摘のありました生涯学習センターの建設現場のほうに設置してあります養生シートにプリントしましたパースのほうにですね、確かに「名称募集」と一旦プリントされてしまいました。

確認したところ、施設正面の左側に設置しております完成予定図において、「生涯学習センター」と施設名が記載されているにもかかわらず、名称を公募する旨の記載があったということは確認をしております。

生涯学習センターの名称につきましては、「矢臼別演習場周辺まちづくり構想」の策定過程で、「現在ある中央公民館という名称に親しみがある」との意見もありましたが、施設機能の複合化ですとか多目的ホールの新設など、新しい要素が多分にあるということから、当初、仮称ではありましたが、正式に生涯学習センターとの名称をそのまま採用したところです。

そのため、現在実施しております「愛称」の公募に当たりですね、町民の方の誤解が生じないように、そういった誤った文言をですね、消す、見えなくする対策を講じたところです。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） 正しい情報を発信してください。

2点目に行きます。

「公の施設」生涯学習センターの管理運営方法及び人件費を含めたランニングコストの試算について伺います。

○教育部長（山田一志君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） はい。

まず、生涯学習センターの運営方法についてですが、現在、直営により管理運営することを予定しております。

生涯学習センターは、中央公民館の代替施設であることから、社会教育法に基づく公民館であると同時に、多目的ホールが新設されることに伴い、これまで町内では実施することが難しかった鑑賞事業や、より高度な町民の発表機会にも取り組むものとして、文化芸術基本法及び劇場、音楽堂等の活性化に関する法律に基づく運営を行うこととしております。

いずれにしましても、「矢臼別演習場周辺まちづくり構想」の策定過程において町民の皆様から御意見のありました「地域文化の創造と交流の拠点施設」となるよう努めていきます。

次に、生涯学習センターのランニングコストについてですが、光熱水費の比較について申し上げます。

現行の中央公民館は年間約400万円程度であることに對しまして、生涯学習センターでは年間約1,200万円程度になるものと試算しております。

また、施設機能としても、新設となります舞台設備などの利用頻度ですとか、エレベーターなど、管理経費の上昇する要素なども多くあることから、現在、試算の精度を高める作業を行っているところです。

なお、人件費につきましては、教育委員会内の機構を見直しする予定ですが、現在の人件費と比較して大きな変化はないものと考えております。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） ちょっと具体的に伺いますけれども、議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例というのがあるのですけれども、その中で規定する重要な公共施設として位置づけ、その中でも、特に重要なものとして位置づける考えでいるのですか。

○教育部長（山田一志君） はい。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） はい。

今、議員のほうからお話のありました、その重要な施設として位置づける方向で今検討をしたいというふうに考えております。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） はい。

次に、答弁のあった維持管理費ですけれども、私が聞いているのはランニングコストということで、光熱水費だけ400万円かかるとか、そういうことではなくて、実際、令和元年度の現行の中央公民館の管理運営費は、令和元年度の決算数値では、ちゃんと4,769万9,000円となっていますよね。

私は、これに對したランニングコストの試算を伺っております。

もし、その試算ができていないのなら、自治基本条例の第37条に「財政運営」というのがあります。

その中で、中長期の財政計画を作成することになっていますけれども、その試算が分からなければこの計画もできないということになるのですか。

○教育部長（山田一志君） はい。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） 先ほど答弁した内容ですけれども、ちょっと田村議員が求めているものと違うということではありますが、現在、主にですね、ランニングコストということで、維持管理経費という部分の形で今回答弁をさせていただきました。

詳細についてですけれども、先ほど申し上げたとおりですね、現在、その部分は、精度を高める作業を行っているというふうにお答えをさせてもらったとおりですので、まだ未確定ではっきりしてないものについてはちょっとお答えできないので、その部分については御了承いただきたいというふうに思います。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） こんな大きな施設を造るのに、やはり後年度負担がどのぐらいかかるのかを今の段階で分からないというのは、ちょっと私としては納得しませんけれども、これ明らかに、今の現行の中央公民館でも、清掃の委託だけでも280万円かかっているんですよ。

それから、光熱水費は180万円、燃料費は180万円と、既にもう650万円とか700万円かかっています。

そのほかに運営費を入れたらとんでもない金額になると思うんです。

試算ができていないということでしたから、できていないのに問うことはできませんので、次に移ります。

3点目でございます。

生涯学習センターの機能の1つである防災の避難所としての収容人数、災害時の備蓄品などは、どの程度想定しているか伺います。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

お答えいたします。

避難所としての生涯学習センターの収容可能人数は、246名の収容が可能と見込んでいるところでございます。

また、災害時の備蓄品につきましては、生涯学習センターに備蓄はせず、災害時には、町で備蓄をしている米、みそ汁、水などの食料や、毛布、マスクなどの資機材を、収容人数に応じて、保管場所である役場や車両センターから搬入することとしています。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） 来年、2021年度から災害対策基本法が改正になりましてですね、災害時に町が発する「避難勧告」を廃止して、「指示」に一本化するということになりますけれどもね、地域防災計画上、別海地区には6カ所の防災の指定避難所がありますね。

さらに、この施設を防災指定避難所に追加して、収容人数を246名増やすと。

また、炊き出しのことも出ましたので、別海地区の炊き出しの施設としては給食セン

ター、それから現行の中央公民館を指定していますけれどね、この生涯学習センターを炊き出しの指定の施設にするお考えでしょうか。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

お答えいたします。

生涯学習センターを炊き出しの施設として位置づけるかということにつきましては、現在、市街地の避難所全体を通して、最終的にこの生涯学習センターを避難所に指定をするということも含めまして検討しているところですが、基本的には、町として避難所として指定した場合には、一番多い人数を収容可能な施設でありますので、そのような形になるということを想定しているところでございます。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） はい、分かりました。

それと、もう1点ですね、災害時のブラックアウト、これに対応できるように72時間の電源の備蓄対策というのはできているのでしょうか。

○建設水道部長（山岸英一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 建設水道部長。

○建設水道部長（山岸英一君） はい。

この件については、私のほうから説明させていただきます。

生涯学習センターは、避難施設となることが前提となっておりますので、72時間分の燃料は備蓄することとなっております。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） はい、分かりました。

実は、この間、対策本部のことを言っているのちちょっと分かりませんが、別海町は、72時間の電源確保について、大きく新聞報道でワーストの3分の1に入りましたのでね、今回ちょっと聞いてみました。

対策本部も、そのように72時間の電源の確保ですか、それをしっかりとしてほしいと思います。

4点目に移ります。

生涯学習センターの1階と2階にある「ホワイエ」には、交流と憩いの場を目指して、図書やインターネット接続などのほか、子供たちの大きな遊び場になると計画していますが、それぞれの運営方法をどのようにイメージされているか伺います。

○教育部長（山田一志君） はい。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） 生涯学習センターのホワイエは、隣接する親子活動室を含め、占有となる状況が生じない限り、自由に、そして気軽に利用できる開放空間として運用することを想定しております。

また、各機能についてですが、まず、ホワイエのインターネット接続は、役場庁舎等と同様に公衆無線LANとして整備するものです。

このほかにも、各室の利用者向けにリモート会議や学習の参考となるデータにアクセスするためのインターネット接続環境を設置しますが、いずれの回線経路も非常用電源での使用が可能となるよう設計していることから、全国でも取組が進む災害時支援のための、災害時に公衆無線LANを無料で開放する活動、いわゆるファイブゼロジャパン活動に施設全体で取り組むことを検討しております。

次に、ホワイエの図書については、これまで頂いた寄附金による図書購入のほか、「一般財団法人北海道ブックシェアリング」による蔵書提供を受けるなどし、約2,000冊の整備を順次進めていきたいと考えております。

整備内容としましては、利用者の学習の参考となる資料や図書、そして、児童書のほか、事業周知のためのパンフレット、幼児用玩具なども併せて配置する予定です。

また、2階ホワイエや「ふれあい・いきいきサロン」は、児童・生徒の自習スペースとしての活用も想定しており、本の交換会や蔵書整備に係るサークル活動など、読書を通じた体験や交流を中心に取組を進めていきたいと考えております。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） 実態として、ホワイエには、静かに読書やパソコンをする人、それからにぎやかに遊び回る人、あとコーヒーなどを飲みながらカフェ的な雰囲気です。そんな人たちが、この場所に混在することになるんですね。

ということは、静と動が重なってホワイエの活用方法に問題は生じませんか。

○教育部長（山田一志君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） 今、「静と動」ということでしたけれども、いわゆる元気なお子さんたちについてはですね、子供活動室、そこを利用いただければ、ホワイエの中を走り回るといったことにはならないのかなというふうに考えておりますので、あくまでも、町民の憩いの場、交流の場としての活用という考えでありますので、若干のそういった静と動の混ざり合いというのはできても仕方ないのかなというふうには考えております。

以上です。

○3番（田村秀男君） 議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） 広報の8月号には、ホワイエは、にぎやかに遊び回る空間だというふうに、イメージ的なことで掲載されていましてのでね。

ちょっと今聞いたら、「それは別な部屋で」ということなんだろうけど、まあ、分かりました。

次、5点目に行きます。

生涯学習センターには、中央公民館で行われている福祉牛乳の配布基地や「ふれあい・いきいきサロン」の機能が移転されるなど、さまざまなサービスが集約される予定です。

同サロンの実施主体と運用方法について伺います。

また、事務室、団体活動室、木工美術室、陶芸室などの運用方法についても伺います。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） はい。

「ふれあい・いきいきサロン」の運用方法につきましては、私のほうからお答えいたします。

「別海町ふれあい・いきいきサロン」の事業実施に当たっては、地域福祉団体、ボランティア団体、町内会及び地域住民等が実施主体となり、町が協力して事業の推進を図ることとしています。

現在、別海地区においては、別海連合町内会が実施主体として「ふれあい・いきいきサロン友遊」を運営しており、生涯学習センターに移転後も、引き続き別海連合町内会に運営をしていただくこととしております。

「ふれあい・いきいきサロン友遊」は、高齢者や障がい者、地域の人々の交流の場として、現在週３日間開設していますが、移転後も、生涯学習センターの一室を使用して現在と同じ形態での利用を計画しております。

以上です。

○教育部長（山田一志君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） 次に、私からは、事務室、団体活動室等の運用方法についてお答えいたします。

生涯学習センターの諸室は、事務室のほか、施設管理のために必要な空間を除き、現行の中央公民館と同様に貸館スペースとして提供いたします。

なお、多様化する町民の学習要望に対応するため、運用に当たり高い専門性が要求される音響・照明機器や木工加工機など、新たに導入する機能も数多くあることから、管理及び指導に当たる職員の資質向上と併せて、施設を利用する団体やサークル、事業者等と連携した維持管理が行えるよう努めてまいります。

以上です。

○３番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） ３番田村議員。

○３番（田村秀男君） 確認しますが、サロンの事業実施要綱では「町内３カ所に設置する」というふうになっていますよね。

総合計画によりますと３カ所で１日１７人の利用実績ですが、西春別駅前地区と尾岱沼地区とは異なる方法で、別海地区では公の施設の中で事業を展開するということでよいか確認したいと思います。

それでよろしいでしょうか。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） はい。

お答えいたします。

田村議員おっしゃるとおりですね、要綱の中では「設置」というふうになっておりますけれども、生涯学習センター移転後につきましては、その一室を借りて利用するという形になります。

ですから、公の施設の中でですね、他のサロンとはまたちょっと違った形にはなりますけれども、運営していくという形になります。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） はい、分かりました。

実施要綱とか補助金の要綱というのがあるのでね、それに合致するような形で運用してください。

それから、事務室について平面図を見ましたら、2つのスペースがありましてね、23名程度の配置が可能な広さを確保していますけれども、これ、元の公民館の5人と生涯学習課の何人かが入ると思うのですけれども、そのほかにまだまだ余裕があるので、外郭団体などを入れるような計画をしているのですか。

○教育部長（山田一志君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） 事務室ですけれども、ワンフロアの形だったと思うのですけれども、その中には、御質問のありました中央公民館の職員プラスですね、生涯学習課の職員の一部が入る形になろうかと思えます。

あと、そこに「ボランティアセンター」ということで、現在の社会福祉協議会の事務局がそこに入るような形になろうかというふうに思います。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） はい、分かりました。

次、6点目です。

建設中の生涯学習センターには、初期の目的を既に果たしたと評価されるマルチメディア館、それから交流機能が生涯学習センターと重複することとなる交流館「ぷらと」が隣接しています。

これらの公共施設の機能分担についてどのように考えているか伺います。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） はい。

「矢臼別演習場周辺まちづくり構想」では、別海地区内の公共施設が持つ機能や、面積、利用率等を踏まえ、生涯学習センターの規模決定を行っています。

そのため、マルチメディア館のホールを小ホールとして再定義したことや、汎用性の高い会議室については現行の中央公民館より少なくするなどし、周辺施設の活用を前提とした設計となっております。

一方で、中央公民館では利用実績があるものの、生涯学習センターでは実施することが難しい商行為や、子供たちから要望の多かった学習のための専用スペースなどは、まちづくり構想で示しました「3館連携」の考え方に基づき、今後の方針について関係する所管部署と協議を進めるとともに、生涯学習センターの運用実績を踏まえた上で、連携と分担の具体に係る諸計画の策定を検討いたします。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） 具体的に伺いますけれども、昨年の決算審査特別委員会の説明で

は、「3館連携構想」の中で、「マルチメディア館の活用方法をテレワークのサテライトオフィスとして存続する」とか、それから「生涯学習センターの分館とするというふうに検討している」と、もう1年前にそういうことを説明されています。

その検討結果は、どのようになったのですか。

○教育部長（山田一志君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） 今御質問のあった内容についてですね、そういった具体的な部分での検討については、現在、進んでいないといえますか、そういった限定した表現での検討は進んでいなかったというふうに理解しております。

以上です。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

お答えいたします。

マルチメディア館の件について私のほうからお答えいたします。

田村議員おっしゃいましたマルチメディア館の役割の部分につきましては、もともとマルチメディア館が定義をされております情報通信に関する部分での機能という部分については一定の役割を終えているということの中で、生涯学習センター建設に合わせて、近接した大きな施設ができるということの中で、マルチメディア館の今後の役割というものについては、所管の中で、例えば、現在も既にそういうスペースを設けておりますけれども、先ほどおっしゃられましたテレワーク機能のある部署について既に設けている部分については引き続き活用していくということなど、あるいは、研修等のためにパソコン機器等を設置している部屋等についての今後の在り方については、同じような形にはならないということを想定した中で、現在の小ホールの機能を生涯学習センターと連動させて位置づけていきながらも、研修室等の機能については、先ほど教育部長のほうからもお話ありました多種多様な会議等に提供できるような施設として所管として想定をした中で、検討会議の中に提言をしていく予定としております。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） はい。

マルチメディア館も、もう来年3月31日で指定管理期間が切れますのでね、これは、しっかりとやってほしいと思います。

7点目に移ります。

生涯学習センター建設に伴い部分的に用途変更を余儀なくされる交流館「ぷらと」を拠点に、「矢白別演習場周辺まちづくり構想」策定時に行った住民懇談会やアンケートでも課題として意見があった地場産品の「物産売場」や「ATMの設置」の展開など、交通弱者に対する身近にある便利なまちづくりを進め、併せて観光客やイベント開催時における来町者が大幅に増加し、新型コロナウイルス感染症の影響で疲弊した商店街振興の起爆剤となる「道の駅」的な機能の創造に向けて検討する考えがあるか伺います。

また、その考えがない場合、どのような方策で市街地に町内外から多数の集客に取り組むのか、その政策の構想を伺います。

○産業振興部長（門脇芳則君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（門脇芳則君） お答えいたします。

観光関係機能としての観光案内や物産販売を目的とした施設については、町民アンケートや別海町商工会から要望があったところですが、「矢臼別演習場周辺まちづくり構想実施計画」の基本方針の中で、生涯学習センター建設敷地内に配置することを検討した結果、大型バス等の駐車場の確保などが難しいことに加え、補助要件などにより、併設地への建設ができないことになったところでございます。

商工会におきましては、国の事業を活用して施設建設を検討しているところでございますが、具体的な計画になっていないことから、町としましては、別海町交流館「ぷらと」を改修し、一定期間試験営業を行った結果を見て、分析、検討する必要があると考えていることから、今後も商工会と協議を継続していきたいと考えているところでございます。

○3番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） ぜひ、物産については、私もパイロットマラソンに参加した人々からも「お土産品を買いたいけれども、どこで買ったらいいか」とかですね、そういう声もありましてですね、常時品物を置くことが困難であれば、注文とあっせんぐらいの程度のこともできるようなことにしていただく方法がよいのかなと思っています。

それと、建設現場といいますか、あそこには、元Aコープの店舗がありましたけれどもね、あれが移転して閉鎖したことによりですね、「農協のATMが使えなくなった」という声がすごく多いのです。

「歩いていくのは、ちょっと緑町までは無理で、今の「コープさっぽろ」までも歩くのが大変だ」という声があるので、JAの都合もあると思うんですけども、積極的にですね、設置するとか、要望するとか、そういうことをする考えがあるかちょっと伺います。

○産業振興部長（門脇芳則君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（門脇芳則君） お答えいたします。

ATMの設置の件でございますが、ATM設置には、セキュリティーに係る費用、それから保守等に係る人件費などが必要であり、金融機関の負担が大きいというふうに聞いております。

道東あさひ農協、それから大地みらい信用金庫に確認したところですね、いずれもですね、「現在設置の考えはない」というふうに伺っているところでございます。

以上でございます。

○3番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） 8点目です。

市街地の公共施設を集約、移転することに伴い未利用地の空洞化や景観を損ねることは、課題の1つですけれども、旧病院跡地、中央公民館、旧保健センターなどの移転に伴う跡地の有効活用構想をどのように考えているか伺います。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 田村議員の御質問でございます。

旧病院跡地の活用方法についてでございますけれども、これは、現在の町立病院を建設

した当時に「新町立別海病院建設計画」、この中で「この区域は、医療・保健関連施設が整備されており、これら施設が連携を図りながら、医療・保健・福祉ゾーンとして将来にわたり有効活用できる敷地として利用する」というふうに位置づけられております。

当該計画から一定の期間は経過しましたがけれども、本町の医療・保健関連施設の将来を見据えていく中でも、この考え方を踏襲することが望ましいのではないかなというふうには思っております。

ただ、今回、公民館が更地にされた場合には、当初考えていたよりもかなり広い敷地が確保できるということになりますので、医療・福祉施設だけではなくて、町全体で、将来的にも市街地再開発、活性化の用に資するような施設の構想が出た場合には、そういうことも検討の対象になるというふうに考えていますので、医療・福祉ゾーンという限定ではなくて、やはりこれだけ大きな市街地の空き地ができるわけですから、多目的な考え方で多様性を持った計画を持っていきたいというふうに考えております。

ただ、今現在では、まだ、いつ今の公民館を取壊しするのか、そして旧保健センターの建物をいつ頃取り壊すのかということも、まだ決まっていないので、今のところ具体的に何をつくるという構想は持っておりませんので、今後の可能性をもって位置づけをしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いします。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） 今後検討するということなのでね、ちょっと提案といいますかね。

あそこの場合、医療とか福祉ゾーンとして集約するのであればですね、もう20年以上経過している「ケアハウスみどり野」を将来的に移転する考え方やですね、それから民間の介護施設の集約というのも、選択肢の一つではないかなというふうに思います。

また、医療・福祉ゾーン以外であればですね、これも、決算審査特別委員会でも「別海市街地に定住者向けのお試し住宅を整備する」というふうに説明されていますのでね、それも、候補地として検討してよいのではないかなというふうに思います。

以上、8点にわたり見解を伺いました。

課題も含め確実な情報を共有することは、政策が理解されることの第一歩であり、必要不可欠なことです。

30億円以上の資金を投じて建設される生涯学習センターは、町民から地域の活性化や、経済の再生が大きく期待されております。

ぜひ、愛される名前で、町民の参画・協働の下、行政と一体となり、「別海町を共に創る」目的が実現できることを期待して、私の一般質問を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で3番田村秀男議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時57分 休憩

---

午前11時07分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

気温が上昇しておりますので、上着を脱ぐことについては認めたいと思います。

次に、2番横田保江議員、質問者席にお着き願います。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） なお、質問は一問一答方式であります。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） はい。

通告に従い一般質問を行います。

「1. 小・中学生のスポーツ大会などの遠征費補助について」。

昨年6月の定例会で私が一般質問をした小・中学生のスポーツ大会などの遠征費補助について、当時の教育委員会の説明によりますと、札幌市に遠征した場合、JR及びバスの交通費合計が2万280円、宿泊費は1泊5,000円のため、端数の切り捨てにより2泊3日で3万7,000円が補助基準額になるとのことでした。

しかしながら、実際には、札幌市の宿泊費は1泊1万円を超える宿も多いなど、補助基準額が遠征の実態に合っていないのではないかという疑問から、以下の3点にわたり質問をします。

（1）札幌市への遠征を例にすると、子供たちが少年団活動や部活動の道具、ユニフォーム、チームの用具などを持って、JRや路線バス、補助の対象となっていない札幌駅から現場までの公共交通機関を利用して移動するのは大変であるため、貸切りバスを使わざるを得ない状況にあることが多いのが実態です。

現状を調査し、実情に応じた遠征費を補助の基準にすべきと考えますが、いかがでしょうか。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

スポーツ大会の遠征につきましては、遠征人数や荷物等の関係上、貸切りバスを利用する場合があることから、別海町文化・スポーツ競技派遣費補助金交付規程では、貸切りバスの使用について明記をしており、使用については制限をしておりません。

また、各種割引を適用しない公共交通機関利用額を限度額として算出した金額と貸切りバスの実費料金を比較し、安価な方を補助対象額としております。

令和元年度の実績といたしまして、95件の申請に対して、貸切りバスを使用した申請は60件ありました。

そのうち44件は、限度額を超えておらず、その場合の借上げ代は、結果として全額補助になっていることから、現状においては、補助基準の見直し等は考えておりません。

ただし、今後、景気の状態により貸切りバスの借上げ代が高騰するなど、現状に即していないと判断される場合は、適宜、見直しも含め協議していきたいというふうに考えております。

以上です。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） はい。

分かりました。

次、（2）番に行きます。

職員も議員も出張で道内に泊まると、夏場であれば、1泊9,900円が支給基準です。

子供たちが遠征で道内に泊まると1泊5,000円を基準にしている、大会の種類によっては、補助率が50%ということで、2,500円しか支給されないということになるのではないかと思います。

宿泊費の基準額を5,000円とした根拠を伺います。

○教育部長（山田一志君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） 規程等の整備時に定めた宿泊費については、5,000円とする明確な根拠は確認できませんでしたが、根室管内1市3町の状況を見ますと、根室市は6,000円ですが、他の3町については5,000円で、本町と同額となっておりますので、近隣自治体と整合性を取ったものというふうに思われます。

議員の御質問にあります公務による出張旅費の9,900円と、個人の意思により参加する文化・スポーツ活動の遠征に伴う宿泊基準額5,000円とでは、性質が異なるものであり、単純な比較はできないものというふうに考えております。

もとより部活動や少年団活動は、教育活動の一環ですが、一般的には個人負担が伴うものだと考えております。

また、派遣費補助金については、スポーツ等の活動において、上位大会に参加する児童・生徒の負担を軽減する助成制度であり、扶助的な制度とは意味合いや考え方も違うものと判断しておりますので、今後も保護者や各団体から適切な御負担と御理解をいただきながら、補助を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） はい。

もちろん両親が払うのは当然だとは思いますが、これからの現実を考えると、1泊5,000円というのは安すぎるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○教育部長（山田一志君） はい。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） 今の御質問ですけれども、先ほど答弁した内容と恐らく同じ答弁になりますので、細かいことは申し上げませんが、現状からいろいろですね、申請を受けて、実際にどれだけの補助額を受けているというのを確認しておりますが、この宿泊額の5,000円という部分だけ見るとですね、確かに少ないというふうに感じられるかもしれませんが、実態としてですね、交通費、宿泊費を含めた中でですね、トータルで考えていただいたときにはですね、それほど実態とかけ離れているといえますか、保護者の負担が大きくなっているものとはなっていないというふうに考えておりますので、どうか御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） はい、分かりました。

次、（3）番に行きます。

遠方の全道大会に出場した後の帰路は、夜を徹してバスで帰宅し、翌朝学校で授業を受けることとなります。

このことは、児童・生徒に対して、スポーツ後のケアの時間を取らず、健康を害したまま授業を受けさせることにもなりかねません。

大会終了日の夜は、現地で宿泊し帰町したとしても、その分の宿泊費も補助すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○教育部長（山田一志君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） 宿泊費補助の交付対象日程につきましては、別海町文化・スポーツ競技派遣費補助金交付規程に「競技に支障を来すと判断できるときは、競技に要する日程の前日に移動日を1日追加することができる」と、いわゆる前泊分を補助対象とは定めてはありますが、後泊については、明確な規定はございません。

現状について各学校に聞き取りをいたしました。

その聞き取りをしたところ、夜を徹して帰町する実態、これは確認されませんでした。が、児童・生徒が自宅でゆっくりと静養できるよう、開催地や終了時間にもよりますが、競技終了後に帰路に就くことが多くなっているということを確認しました。

これらを踏まえ、今後、後泊を必要とするケースがどのくらいあるのかなど、実態を調査しまして、制度の見直しについて検討したいというふうに考えております。

以上です。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） はい。

ぜひ、見直しを検討していただき、子供たちのスポーツ後のケアの時間を取ってあげていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で2番横田保江議員の一般質問を終わります。

次に、4番小椋哲也議員

○4番（小椋哲也君） はい。

○議長（西原 浩君） 質問者席にお着き願います。

なお、質問は一問一答方式であります。

○4番（小椋哲也君） はい。

○議長（西原 浩君） 4番小椋議員。

○4番（小椋哲也君） はい。

それでは、通告に従いまして「別海町の情報通信基盤の整備について」質問いたします。

現在、情報通信基盤は、町民の生活と産業を営む上で必要不可欠なインフラとなっています。

しかし、町が現在整備している高速無線ネットワークは、敷設から10年以上が経過し、性能の不足や設備の老朽化が問題になっています。

また、十分に高速で安定性の高い光回線などの利用は、一部市街地での利用にとどまっている状況にあります。

今後の別海町の情報通信基盤の整備について伺います。

1つ目の質問です。

6月定例会の木嶋議員の一般質問の答弁にあった、国の第2次補正予算の高度無線環境

整備推進事業を活用した別海町全域での光回線の整備について、現在の状況をお知らせください。

○副町長（佐藤次春君） 議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） はい。

それでは、私からお答えをいたします。

6月の定例会の中でも、町内全域の光回線整備を進める最後の機会と捉えて本事業を進めることを申し上げております。

この間、国、道及びN T T東日本と、その実施方法について、民間事業者が整備をし、地方自治体が財源支援する民設民営方式と、地方自治体が整備をしての公設民営方式で行う、この2つの方式について協議を進めてきたところでございます。

最終的に、整備をした後における道路の拡幅や事故等に伴う光ケーブルの移転補償などの費用負担、それらに関わる事務負担、また、自然災害が発生した際の復旧における対応など、更新を見据えた費用負担が課題として残ることになりますが、現在の本町の財政状況等を考慮し、単年度における自治体負担が生じない公設民営方式で進めることを決めたところでございます。

公設民営方式における今後の進め方としましては、北海道と公設で実施する12の道内市町で構成する「北海道公設光ファイバ整備推進協議会」が中心となって、道と市町が協力をして整備が進められることとなります。

なお、本事業に関わる経費につきましては、9月補正予算に計上し、本定例会に提出をしております。

可決をいただいた後には、設計契約や国への補助申請事務など、進めることとしているところでございます。

以上でございます。

○4番（小椋哲也君） はい。

○議長（西原 浩君） 4番小椋議員。

○4番（小椋哲也君） はい。

本事業は、6月定例会のタイミングぐらいですね、国から情報が出てから大変短い期間の中で重大な決断をして、周辺自治体、道や国、また民間事業者を交えて、様々な煩雑な調整を行った上で大きく前進しているというのを確認できて、大変うれしく感じております。

今話に出た公設とか民設とかという話というのは、ちょっと後にまた質問させていただきますが、まず、2番の質問に移らせていただきます。

光回線整備事業の方針と目的を改めて伺いたいと思います。

○副町長（佐藤次春君） 議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） はい。

お答えいたします。

本町のN T T東日本のフレッツ光サービスに代表されます光ブロードバンドサービスの提供エリアにつきましては、別海市街、西春別駅前、西春別市街、尾岱沼市街に限られております。

このことから、これまでも、光ブロードバンドサービス未提供地区の地域の住民の皆さま

ん、特に農業関係者から、光回線の整備について強く要望を受けてきたところでございます。

さらには、文部科学省が進めるGIGAスクール構想においても、学校に限らず、児童・生徒が在宅で学習できる情報通信基盤の整備が求められているところでもあります。

このことから、本事業において町内全域を対象に光回線の整備を進めることとしたものであります。

小椋議員の冒頭にもありましたけれども、農業を営む方々、あるいは漁業に従事する方々、第一次産業に、これから新しい担い手あるいは若い人たちが、興味を持ってですね、定着していただけるためにも必要な施設整備だというふうに考えております。

以上です。

○4番（小椋哲也君） はい。

○議長（西原 浩君） 4番小椋議員。

○4番（小椋哲也君） はい。

本事業を含め情報通信の設備というものが、生活、産業、また、教育ですとか、今後は医療などでも欠かすことのできない大切なインフラとして認識して、全戸、全エリアで利用可能な状態に、町として行っていくという方向性を確認することができました。

それでは、（3）番に進みたいと思います。

全体の事業費の見込みと別海町の手出しとなる金額、また、現段階の概算で構わないのでその2つを教えてください。

○副町長（佐藤次春君） 議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） はい。

お答えいたします。

現時点での総事業費につきましては、補助対象経費と補助の対象外経費を含めて31億8,120万円となっています。

これは、先ほど申し上げた公設民営方式ということでの概算事業費でございます。

このうち国庫補助が13億295万円、地方創生臨時交付金を充当可能な金額が10億4,236万円、町の負担額は、残りの8億3,589万円を見込んでおります。

この町負担の全額について、辺地対策事業債または補正予算債の借入を予定したいということでもあります。

そのようなことから、事業年度における町の手出し、いわゆる一般財源による負担は生じないということになります。

なお、借り入れる地方債、先ほど申し上げました辺地対策事業債または補正予算債、これ、どちらかになるのですけれども、この地方債によってはですね、元利償還金に対する交付税措置の算入率が異なることから、現時点では、借入地方債が決まっておりませんので、将来の実質的な町負担額については未確定ということになっております。

今後、地方債の借入れについては、交付税の算入率が有利な辺地対策債をですね、なるべく借入れ、充当できるように、必要な対応をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○4番（小椋哲也君） はい。

○議長（西原 浩君） 4番小椋議員。

○4番（小椋哲也君） はい。

ちょっと専門的な部分もあったので、分かりやすくというか、まとめとして確認させてください。

まず、事業費は、全体で31億8,000万円ぐらいかかりますよと。

その中から、いろいろな国の補助を幾つか受けた上で、手出しになるのが8億5,000万円ぐらいですよと。

その8億5,000万円も、すぐの手出しはなくて、大変有利な借入れをすることができますよと。

その借入れについても、今後の状況次第では、一部交付金という形で国からバックされるというか、補助を受けることができますよ、という認識でよろしいでしょうか。

確認です。

○副町長（佐藤次春君） 議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） はい。

細かい算入率ですとか、どのぐらいの見込みになるかということは、現時点で少し触れないことにしまして、今小椋議員のおっしゃったとおりの内容でございます。

○4番（小椋哲也君） はい。

○議長（西原 浩君） 4番小椋議員。

○4番（小椋哲也君） はい。

お金の分担というかですね、内容については、今確認をいただきましたので、了解しました。

それに関連して事業の中身について少しお聞きしたいんですけれども、6月定例会の辺りの情報では、当初民設を予定していた。

民設というのは、具体的にいうと、NTTさんのような通信事業者にお金を払って、NTTの設備として光ファイバーを整備してもらうと。

それが事業上有利だという形で説明を受けていました。

そのとき、公設というのは、非常に補助率はよいのだけれども、工事費が、今の30億円とかではなくて、もっと70億円、80億円みたいな非常に大規模なお金がかかってしまうので、「民設にしましょう」というふうに当初言っていたと思います。

今回の説明ではですね、公設でも非常に事業費が安くというか、高いのですけれども、民設と同じくらいの金額で、非常に補助の内容も充実しているというふうに、かなり有利な条件に変わっております。

これは、どのような経過でこのような形に変わったのかお知らせください。

○副町長（佐藤次春君） 議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） はい。

お答えいたします。

ただいま質問にありましたように、6月に説明をした時点ではですね、民設民営の方法でいきたいという思いを町長のほうからも申し上げたと思います。

今話がありましたように、民設民営であれば、事業費が30億円。

ただし、補助金は、民間事業主体の場合は、3分の1が民間に下りると。

残りの3分の1に対して、地方創生交付金も80%受けることができると。

そうした後にですね、町が負担すべき金額というのが、おおむね12億円ぐらいという負担が残るということでありました。

もう一つは、今話にありましたけれども、公設の場合は、民設よりもですね、事業費が3倍から4倍になるというような概算事業費を提示されておりましたので、90億円から100億円、2分の1の補助を受けたとしてもですね、金額的に、負担は公設でやったほうが得をするのではないかという思いがありましたけれども、将来の管理運営のことなどを考えた場合に民設民営のほうがよいのではないかということで進んできましたけども。

そのことに対して、どうして公設民営でやる場合にですね、こんなに事業費が大きくなるのだということに対して、町長が、国あるいは関係機関にもですね、要請をした結果ですね、同じように公設民営ができなくて困っている市町村がですね、これだけいるのであれば共同調達して…。

いわゆる業者選定をですね、1カ所で協議会をつくって調達をすると、そういう方法を採ることによって、民設民営並みの事業費にすることができるのではないかというようにことをですね、国、道などが動いてくれまして、結果的に、今回、公設民営でやった場合であっても、民設民営の場合で実施する事業費とですね、ほぼほぼ同額の事業費で整備ができるということになったものでございます。

いろいろ国、道、あるいは他の道内の関係する市町とも連携を取って、このような制度ができましたので、ぜひこの制度を活用した中でですね、将来に対する維持管理の問題では不安が少し残りますけれども、公設民営でいくべきだという判断をしたということでございます。

○4番（小椋哲也君） はい。

○議長（西原 浩君） 4番小椋議員。

○4番（小椋哲也君） はい。

当初の設計のルールはそのままだと思うのですけれども、その枠のつくり方等々ですね、別海町の要請も含めて大変大きな力になったと聞いてうれしく思います。

また、横の連携ですね。

この事業に取り組む様々な市町村が共同で調達して、運営のときも協議会でいろいろ相談できるというのは、非常に今後の公設の運営の部分でも明るい材料だと思います。

ただ、今懸念でもあった維持の問題ですね。

（1）番の回答でも少しあったのですけれども、設備を公設により自分たちで持つということは、やっぱりそのリスクを自分たちで考えなきゃいけないという部分もあります。

その維持費の部分に関して（4）の質問に移らせていただきます。

光回線設備の維持運営に毎年どの程度の予算が必要になってきて、その費用をどのように賄っていく予定なのか伺います。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

先ほど来お答えしているとおり、公設民営方式において光ブロードバンドサービスを開始するためには、NTT東日本との保守契約及びNTT東日本が所有する交換局の使用に係る費用を負担することとなります。

保守契約の内容といたしましては、設備の故障受付やシステム管理に係るもので、現時

点では年間約 780 万円の費用負担が見込まれております。

N T T 交換局の維持管理費に係る費用負担につきましては、年間約 540 万円見込まれており、合わせて年間 1,320 万円の維持費用を見込んでおります。

これらの維持費用につきましては、光回線の整備完了後、町が整備した光回線等の使用については、N T T 東日本と「長期安定的な使用権に関する契約」であるいわゆる I R U 契約を締結することとなります。

具体的な契約内容につきましては、今後詰めていくこととなりますけれども、N T T 東日本から町に対し、使用回線数に基づいた回線使用料を収入として見込んでいますので、毎年度発生する維持管理費用については、これら回線使用料をもって賄いたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○4 番（小椋哲也君） はい。

○議長（西原 浩君） 4 番小椋議員。

○4 番（小椋哲也君） はい。

今お答えにあったように回線を実際に利用し始めたら、N T T から回線利用者の数に応じて利用料が一部バックされるということで、1,300 万円が年間にかかるのだったら、全額ここで賄うというのは難しいでしょうけれども、一部充当していくという形で了解いたしました。

その維持運営、当然毎年運営していくのは了解したのですが、光回線も最初設備したものは当然老朽化していきます。

老朽化していったら、そのときの技術状況、もしかしたら、もう線がいらないという社会状況になっているかもしれないですが、順当に考えれば送電設備の更新というものを考えていかなければいけないと思います。

この設備の更新についてどのように考えていくのかと、もう 1 点、公設で造りましたけれども、ずっとこれが別海町の役場が財産を持ってやっていくのか。

それとも、どっかのタイミングで民間に払下げを行って、民設民営のほうに移っていくような計画等々があるのか。

先の話なので確定ではないと思いますが、大きな方針などがあれば教えてください。

○副町長（佐藤次春君） 議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） はい。

私からお答えいたします。

この光回線の整備の関係につきましては、先ほど来触れています高度無線環境整備推進事業、これは、令和元年度に新しい制度としてできたんですが、それ以前にも 10 年ぐらい前に光回線を整備するという場合についてはですね、公設民営の場合に限って補助制度はありました。

ほかの市町村では、もう既に、10 年ほど前にですね、公設民営で整備したものを 10 年たってですね、民間のほうに譲渡したいというような動きが今出ております。

それで、国のほうとしてもですね、公設で設置したものについては、10 年程度を目途に譲渡することについての国としての基本方針もこのたび示してきたということであります。

いろいろな市町村で、もう既に公設で10年ぐらい整備をしてから市町村が管理しているところの状況も確認しておりますけれども、よほどの大きなですね、災害があった場合は別ですけれども、10年ぐらいは、おおむね整備したものについてはもつのではないかなというようなことも聞いております。

できましたら、町としましてはですね、この10年を待たずに民間のほうにですね、譲渡できるように今後も協議をしていきたいということでですね、このことは、先ほど申し上げた協議会の中でも、なるべくそういうことが実現できるように道や国に働きかけていこうということも確認をされたところでございます。

まだ、どのくらいの時期にですね、例えば大きな修繕が出るのかということは、場合によってちょっと想定ができないんですけれども、大体、起債、地方債を借りるとしても、10年ということになっていますので、大体10年ぐらいはもってくれるのではないかなというふうに考えております。

○4番（小椋哲也君） はい。

○議長（西原 浩君） 4番小椋議員。

○4番（小椋哲也君） はい。

できるだけ早いタイミングで民設のほうに移っていききたいという形での方針を確認しました。

できれば、通信サービスというのは民間が持っているのが適正な形だと思いますので、ほかの協議会を通じていろいろなアクションをかけられると思いますので、戦略的に進めていただければと思います。

それでは、（5）番の質問に移ります。

利用者は、いつ頃から申込みを開始して、いつ頃からサービスを利用できるのか、利用者負担はどの程度か、どのような手段で周知の手続を行うのか、現段階の予定で構いませんかので教えてください。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

お答えいたします。

このたびの国の2次補正予算の高度無線環境整備推進事業を活用しました光回線の整備につきましては、道内でも、事業規模の大小はあるものの、100を超える自治体が事業を実施する予定となっております。

このため、NTT東日本からは、令和3年度中に事業を実施する道内全ての自治体の整備を完了させるのは難しい状況であるとの説明を受けているところでございます。

本町といたしましても、NTT東日本からの報告を基に、住民に対し、ホームページや「広報べっかい」を通じて進捗状況を報告していきたいというふうに考えております。

また、利用者負担につきましては、既に光ブロードバンドサービスが提供されているエリアで展開されている料金が基本的に参考になるものでございます。

地区によって割高なサービス料金や別途負担を強いることはありませんが、本事業での整備、光ファイバケーブルの敷設は、基本的に道路沿いの北電柱、NTT柱への共架となるため、農業経営者など、道路沿いの共架柱から距離のある住宅や施設まで光ケーブルを敷設する場合は、通常市街地区で初期費用として負担する額よりも高額になることが一部想定されるものでございます。

また、工事の進捗状況同様、光ブロードバンドサービスの利用が開始される際には、町からの周知はもちろんですけれども、NTT東日本等、電気通信事業社からも、サービス利用開始に関して事前申込みをしている加入者等に周知される予定となっているところでございます。

以上です。

○4番（小椋哲也君） はい。

○議長（西原 浩君） 4番小椋議員。

○4番（小椋哲也君） はい。

令和3年度から始まるけど、令和3年度中に全部終わるのは物理的に難しいということで、多分早いところだったら3年度当初から工事が始まって、夏過ぎ、秋ぐらいには、もししたらサービス提供が始まるのかもしれないんですけど。

もし、遅いほうに入ってしまった場合は、多分4年度末、それで実際のサービス提供は5年度、それも、例えば、別海町みんなで光ファイバー工事といっても、今度家のほうでの設備の工事も結構時間がかかるもので、これまで西春別とか別海での例を見ても、遅い世帯は半年とか、下手したらもっと待たされてしまうという可能性もあるので、令和5年度の後半とかというふうになってしまう可能性もあると思います。

それで、なんとなく町民の耳の早い人は、光ファイバーが来るぞというのは情報をつかんでいて、もう感覚的に「来年から使えるぞ」みたいな、早くから使えるぞと期待している人が非常に多いです。

なので、まだ、当然工事の順番が確定しないとサービス提供時期が何とも言えないと思うんですけども、できるだけ早目に、これぐらいの振れ幅でサービスの提供がずれるかもしれないかもしれませんよですとか、工事順番ができるだけ早くなるように、町長の様々な手法で働きかけを行うですとか。

また、さっきちらっと話に出た工事費ですね、これも、宅地の場所によっては、農家は敷地が広いので、何十万円単位、2桁の金がかかってしまうケースもあると思います。

その辺も、事前にできるだけ民間事業者と規模感を協議というか、情報収集しながら、早め早めの周知をして、正式な情報が出るときにびっくりしないようにですね、うまく情報の周知をしていってもらえればと思います。

そこら辺について一言お願いします。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 今まで担当のほうから答弁していますけれども、なんせ急激に話が進んだ事業であり、NTTにしても、「令和3年までに全部できるのは物理的に難しい」という話も出ていますけれども、うちの町もその何番目に始まるのか、うちは1,400キロメートルぐらいケーブルを引かなければならないので、どれぐらいかかるかというのは、まだちょっと予測が立たない状況なんですけれども、そういう情報は、うちのほうで把握次第、できるだけ町民の方々に知らせていきたいと思っております。

そして、また、個人負担についても、確かに議員がおっしゃるように、北電柱から遠く離れていれば、その分は、やはり相当な費用負担になると思いますけれども、それも含めて、農業経営に寄与する施設だというふうな思いがあって今回は決断しましたので、できるだけ利用してもらうことが大事なことになるので、そういう部分では、町民の皆さんが利用しやすい方法で進めていきたいと思っております。

情報も、できるだけ開示し、早く伝えて、そして、利用者の安心を得てもらうように、

そういう手段を取っていきたいと思っております。

町民の皆さんの御理解と利用をお願いして、答弁とさせていただきます。

よろしくお願いします。

○4番（小椋哲也君） はい。

○議長（西原 浩君） 4番小椋議員。

○4番（小椋哲也君） はい。

それでは、今までいろいろ聞いてきた光回線の敷設という新しい事業のお話から、今度はどうですね、それと関連して影響を受ける既存の情報通信の基盤の施策についての質問になります。

（6）番の質問になります。

現在運用している高速無線ネットワークの今後の運用方針についてお聞かせください。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

お答えいたします。

町内の情報通信格差を是正するために、平成18年度に町が整備をし、指定管理によりサービスを展開している現在の地域情報通信施設ですけれども、近年は、通信の大容量化により安定した通信速度が出ないなどの理由から、利用者数も減少傾向にあるところです。

本事業により、町内全域に光回線が整備をされ、光ブロードバンドサービスが開始をされたタイミングで、地域情報通信施設の運用につきましては廃止したいと考えており、現指定管理者とも、そのような方向で協議を進めているところでございます。

以上です。

○4番（小椋哲也君） はい。

○議長（西原 浩君） 4番小椋議員。

○4番（小椋哲也君） はい。

「現在の高速無線ネットワークは、サービスを終了する」と明確な回答をいただきました。

インフラの重複というのは、非常に無駄なコストがかかるので安心いたしました。

ただですね、現在の高速無線ネットワークも、しばらく時間がたっているので、新規加入者は少ないんですけれども、人によっては自宅の敷地内に鉄塔を建ててアンテナ立てるとか、そもそも無線の受信設備が8万円、9万円という非常に高額な設備を人によっては購入して、まあ、レンタルもいるんですけれども、購入して買っていることから、では、「新しいのに切りかえてください」「今までの機械・設備は、全部使えません」というのは、新しい光ファイバーは、もっとよい回線が使えるから喜ぶ人のほうが多いと思うんですけれども、人によっては非常に気分を害されて、クレームと言ってはちょっと失礼なんですけれども、丁寧な対応が必要になってくるケースもあると思います。

その辺は、指定管理サービスを提供している今の指定管理者の対応も必要ですが、そもそも設備を乗り換えて閉鎖するという決断をしている行政のほうも、できるだけ丁寧で手厚いサポートのほうをしていただければと思います。

またですね、以前、別海町では、農家全世帯にパソコンを使って、その頃はISDN回線ですけれども、整備事業をやったことがあります。

そのときも、実はいろいろな通信機器の更新のタイミングで、要は切替えですね、新しく機械が変わったりするタイミングで、全く必要のない非常に高額な機械を悪徳詐欺と言ったらちょっとぎりぎりなラインなのですけれども、売り歩くというような、かなりあくどい商売をするような事業者。

まあ、これは町外の事業者ですけどね、そういう事業者が出たこともありますので、多分今回も通信設備が大きく変わるときに、いろいろな全道、全国での、チャンスと言ったらおかしいのですが、そういうような悪徳な商売というのが出てくる可能性がありますので、そこら辺についても手厚い十分な保護と対策をしていただければと思います。

そこら辺についてどうでしょうか。

○総務部長（浦山吉人君） 議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

お答えいたします。

先ほどの光回線の工事の進捗具合について丁寧な住民説明が必要であるということについてのお話をいただき、また、させていただいたところでございますけれども、現在の通信環境を利用している受益者に対しても、同様にこの事業の移り変わり等のことにつきましても、町として指定管理者とともに丁寧な説明を今後させていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○4番（小椋哲也君） はい。

○議長（西原 浩君） 4番小椋議員。

○4番（小椋哲也君） はい。

今回の事業の受益者だけでなく、既存の受益者も含めて、生活の必要なインフラとして丁寧な対応をしていくという方針をお聞きしましたので了解しました。

それでは、最後の（7）番の質問に移らせていただきます。

現在既に光回線が利用できるエリアはありますが、公営住宅利用者など、現在、何らかの理由により光回線を利用できない、または、不都合が生じている状況を把握していれば、その内容をお答えください。

○総務部長（浦山吉人君） 議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

お答えいたします。

現在の民間サービスによる通信の中で、町が管理を行っている、例えば、御質問にある公営住宅におきましては、入居者から2件ほど光回線の整備の相談を受けたという事例があるところでございます。

2件とも、外断熱住宅の外壁に配線を固定する工法で施工をしたいとの相談でございましたけれども、外断熱等の構造上支障があることから、既設の電話配管を利用し通線をする工法で再度施工予定業者と検討していただくように、町からは回答をさせていただいたところでございます。

その相談者から、その後における問い合わせは今のところないところでございますけれども、そのような事例がございました。

なお、町が管理していない住宅、建物等についてどのような不都合が生じているかとい

う状況については、町においては把握をしていないところでございます。

以上です。

○4番（小椋哲也君） はい。

○議長（西原 浩君） 4番小椋議員。

○4番（小椋哲也君） はい。

今答弁いただきました2件の事例で、それがそうなのかはつきり分らないんですけども、私のほうで聞いているのは、西春別駅前公営住宅で、通常、電話線のところに光ファイバーを通して、各世帯まで光ファイバーを延ばして、サービスを利用するのですが、その公営住宅は、電話線が地中埋設。

地中であって、経年劣化で配管に光ファイバーが通らなくなってしまうという状況が、実際の施工する、この辺は「つうけん」がやるんですけども、「つうけん」が通らないと。

なので、どういうふうに工事をやってよいのかというと、それぞれの世帯に直接ケーブルを延ばして壁に固定して引き込むという形になるんですけど。

「そういう形で施工してよいか」と役場に問い合わせたところ、今言ったような理由なのか、壁に穴を開けるといのは原状復帰もできないですし、機密性の問題があるということで「それはできないですよ」と断られて、結局、光回線を利用できていないというように、今現在もですね、世帯があるというふうに聞いています。

今、その個別のケースでどうだということをここで聞く気はないのですけれども、役場が提供している公営住宅…。

先ほどから話しているように、今後、別海町は、全エリアで皆さんが光ファイバーを利用できるような体制にしていくという中で、同じ役場が大家をやっている公営住宅において、個別に利用する利用しないは、そこに住んでいる方たちの自由ですけれども、少なくとも公営住宅全てでどのような状況にあるのか、「この公営住宅は光ファイバーが利用できるのか」「できないけど、こういうふうにすれば利用できるよ」というような形での、利用するまでの手引きというものをきちんと状況把握して整備するつもりがあるかどうかお答えください。

○建設水道部長（山岸英一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 建設水道部長。

○建設水道部長（山岸英一君） はい。

お答えいたします。

その件については、私のほうから説明させていただきます。

西春別駅前団地で、そのような事例があったということは、ちょっとこちらのほうでは把握しておりませんが、これまでの公営住宅は光回線ありきの配線状況になっていないのが現実でございます。

それから、これから行われる長寿命化においては、光回線が本格的に始まることを前提に、それに徹した仕組みにしていきたいと思っていますので、過去の建物でも、もし、そういうことで光回線を利用できないのであれば、何らかの改善策を講じていきたいと考えております。

以上です。

○4番（小椋哲也君） はい。

○議長（西原 浩君） 4番小椋議員。

○4番（小椋哲也君） はい。

今、「改善していく」という形で回答をいただきましたが、それは、長寿命化の工事が入らないとできないのか、それとも現在でも何らかの工夫をしながら使える手だてをしていくのか、どちらなのかお答えください。

○建設水道部長（山岸英一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 建設水道部長。

○建設水道部長（山岸英一君） はい。

これからの公営住宅につきましては、長寿命化に併せて光回線専用の配管をしていきたいと思っています。

これまでの建物につきましては、光回線が通せないという実態があるようであれば、それに対応をしていきたいと考えております。

以上です。

○4番（小椋哲也君） はい。

○議長（西原 浩君） 4番小椋議員。

○4番（小椋哲也君） はい。

今、対応していただけるという形で回答いただきましたので、今後ですね、今まではインターネットを使う若い世代にとっては「光回線がないと…」という形だったと思いますが、これからは、子供の教育、お年寄りの方の福祉や介護、医療にもどんどん活用されていくと思いますので、十分な配慮をしていただければと思います。

最後にですね、今回のこの光ファイバーを全エリアに敷設するという事業は、今後の産業、まちづくりという意味で大きな転換期になると思います。

分かりやすく言うと、全部砂利道だったのが、全部舗装道路になって、非常に高速な輸送ができるというぐらいのインパクトがある事業になると思います。

その事業を今後何年かやっていくのに併せてですね、町長の意気込みというか、どのような方針でやっていくのか、一言もらえればと思います。

お願いします。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 光回線の整備については、私も就任当初から常に考えてはおりました。

ただ、額が余りにも高過ぎて、町の負担も大き過ぎて、今までは「無理だな」という感覚を持っておりましたけれども、今回コロナ対策で、補正予算もつく、臨時交付金もつくというようなことも打ち出されて、今しか取り組むチャンスはないというような判断をして、積極的に国にも道にもNTTにも出向いて、そして、ようやくこうやって実現できる道筋が通りました。

この際、しっかり整備をしていきたいと思っています。

これが、うちの町民の安全・安心と産業の振興に寄与する施設整備であれば本当にありがたいなと、そんなふうに思っています。

しっかりやっていきたいと思っていますので、御支援よろしくお願いします。

ありがとうございます。

○議長（西原 浩君） 以上で4番小椋哲也議員の一般質問を終わります。

ここで1時まで休憩いたします。

午後 0時04分 休憩

午後 1 時 0 0 分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

1 3 番中村忠士議員、質問者席にお着き願います。

なお、質問は一問一答方式であります。

1 3 番中村議員。

○1 3 番（中村忠士君） はい。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

1 点目でございますが、「ふるさと交流館の将来的方向性について」お伺いいたします。

ふるさと交流館について、町長は、「町民の意見を聴いて9月までに方向性を示す」として、7月に町民アンケートを実施し、8月19日に「町民から意見を聴く会」を開催しました。

しかし、町民アンケートへの回答は330人、回答率は、全町民の約2%でした。

地域別では、中央地区が7割、その他地域が3割で、全町的、全町民的な意識傾向をこれで測ることは難しいという結果になりました。

8月19日の「町民から意見を聴く会」も、出席者は18人で、地域別では、中央地区が78%、その他の地域が22%という出席者割合でした。

たった1回、1カ所の「意見を聴く会」では、全町的、全町民的な意識傾向を把握することはできないということが明確になった出来事だったと思います。

当初意図したことがどうであれ、結果として「町民の意見を聴く」というには、あまりにも不十分なまま経過しており、全町的、全町民的な意見集約ができたとは到底言えない現状だと、私は思っています。

また、私だけでなく、何人かの議員が、この間、「方向性を決めるに当たっての町長なりの判断基準を示してほしい」「別海町の財政運営、観光など、町発展の基本政策との関連で「ふるさと交流館」をどう位置づけているのか、町長の考え方を聞かせてほしい」と要望してきました。

しかし、町長は、これに正面からお答えになることはありませんでした。

特に、6月定例会の一般質問で、町長は、「基準はない」と答弁されましたが、私は、行政の長としてそれでよいのかと驚きを感じたものでした。

こうした状況ではありますが、町長は、「9月までに方向性を示す」とおっしゃってきただけですので、そのことを踏まえ3点について質問をします。

1 点目です。

ふるさと交流館の将来的方向性について、現在、町長としてどのような判断をされているか、端的かつ明瞭にお示してください。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 9月11日に議会の全員協議会で申し上げましたとおりですけれども、ふるさと交流館は、財政的な負担の軽減、これと運営方法の検討を進めながら、施設を継続していくことと判断をいたしました。

施設継続の方法ですけれども、来年3月31日をもって期間満了となります指定管理制度ですけれども、これは、一度立ち止まり、施設の運営方法や規模を再検討するため、来年度からは、指定管理者制度による管理運営は行わず、当面は直営で運営することといた

します。

なお、宿泊は、当分の間休止することにしますけれども、必要となる施設の保全計画の見直し等も併せまして今後の在り方を検討していきます。

また、入浴については、今後の継続的な運営に必要な機械設備等の改修をするために、4月からは休館し、できる限り早急に再開できるように、対応について検討及び準備を進めたいと考えています。

また、食事等のサービス提供につきましては、できるだけ経費のかからない方法で、民間活用等による運営なども含め検討していきたいと考えております。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

概略については理解をしました。

少し細部にわたって分からない点がありますので、若干質問をさせていただきたいと思えます。

1つはですね、3月までは、今までどおりなのだろうかということでもあります。

それから、4月から一旦休館するというお話があったと思うのですが、これは全面的な休館ということになるのだろうかということを確認したいと思えます。

それから、再開するということになると、どういう条件で再開という考え方なのか。

再開はいつぐらいになるという考え方なのか。

再開した場合、それは入浴施設だけということになるのか。

そこら辺どういうふうに考えておられるか、お聞かせください。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） まず、3月までの運営ということですが、これは、今の指定管理の契約で、3カ年の契約を結んでおりまして、その期限が来年の3月31日ということですので、その契約の期限内は今のままで運営していくということです。

それで、3月31日で契約が切れますので、4月以降どうするかということですが、先ほど申し上げましたが、お風呂の配管等がもう相当傷んでいて、いつでも損傷する状況にもある、そういう状況なんで、早急に配管等とか機械等の設備を改修して、できるだけ早く入浴は再開したいと。

いつかと言われると機械の状況、修理の工程等によってちょっと違ってきますので、今は言えません。

それから、レストラン、宿泊ですが、これは、今のところ町が直営していく中で、すぐには対応していけないという考えです。

ただ、レストランは、先ほど言いましたように、町が直営でレストラン行為をしなくても、例えば、出前のような形で食事を提供したいよというような方がいれば、それは受け入れていきたいと思っておりますし、費用的になるべくかからないような形の中でよりよい方法があればというふうに考えております。

再開の条件ですが、今申し上げましたように、宿泊は、やはり相当費用と人員が必要だということと、宿泊を再開すると、施設も相当直さなきゃならんということで、そこら辺の投資効果と、それからそれによる効率がどうなるのかということもしっか

り検討しなければ、すぐ今、再開するということをお約束できない。

ただ、今後いろいろな部分で協力してくれる町民の方々がいて、その中で、その方々の提案の中で、例えば、「いや宿泊施設もあったほうがよいよ」と。

「自分たちもそれならしっかり運営していきますよ」というような方がいれば、それは検討の一つだというふうに考えていますので。

とりあえず、今の段階では休止します。

今後、皆さん方の提案と、それから、運営をしたいというような人が出てくれれば、それは前向きに考えていかなきゃならないなということを考えています。

とにかく、財政的に大変負担が大きくなってきているという中で、一旦立ち止まると、そういう考えですので、御理解をお願いします。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

もう少し聞きたいのですが、今の説明は分かりました。

直営で運営するということにしたいということですけど、4月からどのぐらいの期間になるか分からない補修の期間を経て再開するということですよ。

その再開する際に、経営形態とかスタッフなどの具体的な形がどうなるのだろうかということもちょっと見えてきていませんので、そこら辺、構想をお聞かせいただければと思います。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） どういう形で運営していくかということについては、とりあえず、責任者は町が雇った人間にお願いしたいと思っております。

ただ、入浴施設を動かすにしても、今、慣れている方が従業員として動いておられますけれども、これは今株式会社の職員ですので町がどうのこうのとは言えないですけれども、もし、指定管理を止められた場合には、職員も解雇しなければならないというような状況になった場合には、町としても、引き続き入浴施設を運営していくために、慣れた方がもし解雇されるような状況があれば、そういう方々に協力をお願いするという場合もありますし、そういうことがなければ、やはり入浴事業に精通しているような方々がいれば協力していただきたいと、そう話しかけていきたいと思っておりますし、また、高齢者の方々に、「いやぜひ自分たちも経営参加したいよ」というような方々がいれば、そういう方々のお力も借りていければと思いますし、いろいろな可能性をしっかりと検証していきたいと。

そのために、半年前からこういう形で方向性のある程度決めて準備をしようという考え方で、今回発表したところでございます。

御理解よろしくをお願いします。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

おおむね分かりましたけれど、さらに2点目の質問に入りたいと思います。

どうしてそのような判断をしたのか、その判断基準、理由、根拠をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） ふるさと交流館につきましては、私は、以前から別海町にとって将来重要な課題になると考えており、長い期間にわたり町内各地で様々な方々と意見交換を行ってまいりました。

その中で、町民にとってふるさと交流館は、憩いの場、福祉の向上と健康の増進、交流の場であり、町民のシンボリックな存在であると、それは、改めて認識したところでございます。

また、雇用の確保や道内外からの集客など、交流人口による地域経済への波及効果等も考え、施設の継続が必要であるというふうに判断をいたしました。

しかし、宿泊、飲食、入浴を伴う施設の指定管理では、まず一つは、管理料の縮減、これと、それから理想的なサービスの提供、この2つを両立することはなかなか容易ではないと考えております。

終息の見えないコロナ禍による利用客の動向など、先行きが見えない中では、指定管理費の増額が懸念されていることから、町の財政状況を考慮しますと、さらなる経費の削減が必要であることから、先ほど申し上げましたように一度立ち止まり、施設の運営方法や規模を再検討することにしたものでございます。

今回のアンケートや町民、議員の意見を聴く会だけが判断材料ではありません。

アンケートに回答されなかった方々の考え方も含め、そして、私が、ここ20年にわたり、この問題を町の大きな課題だと捉えて事あるごとに町民の方々と意見交換をしてきた。

そういった全体の意見や施設の役割及び効果などを考慮し、将来の方向性について判断したところでございます。

御理解をお願いします。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

ふるさと交流館が、町民の憩いの場、交流の場となっており、町民の福祉と健康のためでもあり、別海町のシンボルともなっている。

その上、雇用や経済への波及効果もあるということで、こういう継続をするという判断をしたということについては、理解をしました。

その上でですね、少し質問させていただきたいと思うのですが、指定管理者制度は採らずに直営にするという理由、根拠についてなんですが、今町長が御答弁された中で、「指定管理だと管理料の縮減と理想的なサービスの提供の両立は難しい」というふうにおっしゃったかなというふうに思うんですね。

こういうふうにおっしゃっている理由といたしますか、両立は難しいとどうして考えたのか。

なぜ、こういう質問するかといいますとね、今まで、別海町は、民間活力あるいは民間のノウハウの活用ということ、さらに、経費の節減ということで、特養の民営化やスポーツ施設の指定管理制度を導入してきたというふうに思うんですね。

そういうふうの流れから少し違ってくるのかなという感じがしますので、町長がそのように判断された、つまり管理料の縮減と理想的なサービスの両立が難しいというふうに判断された理由ですね。

なおかつ、直営にしたらその点が解消されるというふうにお考えなのかどうなのか、

ちょっとそこら辺が分かりませんので、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 私が今回こういう判断に至った経緯として、今中村議員がおっしゃったように、経費の縮減が難しいと、それからサービスの向上が難しいというのは、理由があります。

今、比較で出されたほかの指定管理施設、そしてスポーツ施設とふるさと交流館とは違うところが1つあります。

それは、完全民間会社が指定管理を受けているかどうか。

町が出資したり、関係している団体が指定管理を受けたりしているか。

これが大きく違うところなんです。

それともう一つは、指定管理をする施設が利益を生む施設なのか、住民サービスを目的としているのか、そこにも大きな違いが出てきます。

なぜかという、例えば、今、スポーツ施設関係は、町が関わっていない第三者の団体が指定管理を受けています。

ただ、この指定管理施設は、利益を生む施設ではありません。

町民にスポーツ・健康に親しんでもらう、そういう福祉・教育に関わる施設でございます。

また、もう一つ例を挙げれば乳業興社。

これは、物を売って利益を上げる施設でございます。

ただ、指定管理を受けている会社は、町が出資をして、会社の経営・運営に対して意見を述べる立場にある会社であるということです。

どうしてそこが違うのかということは、町が株式を持って、その会社に対して、指定管理の発注者としての立場じゃなくて、会社の運営者としてその会社に意見を言える立場にいると。

そういう組織に指定管理を受けてもらった場合には、例えば、そのサービスを向上したほうがよいとか、こういう宣伝に力を入れたほうがよいとか、そういうことは、指定管理者としては言えない部分があります。

契約上言えない部分があります。

ただし、会社の経営者、株主の1人としては言っていけます。

それを生かしているのが、今の乳業興社とか研修牧場とか、そういうところです。

それで、ふるさと交流館は完全民間ですので、民間の会社経営に対して町がどうのこうのと言えませんし、そこの請け負っている会社は、ふるさと交流館を請け負うという仕事と別に自主事業という独自の事業も行っています。

経理も一緒くたにしていて、ふるさと交流館の経営にどれだけ経費がかかっているのか、そして、その自主事業としての費用がどうなのか、そこら辺の仕分までも、町としてはなかなか入っていけない。

また、指定管理の業務の中でも、清掃業務は、その会社が株を持っているような、そういう清掃会社に委託発注を出している。

その会社に出している額が適当なのかどうなのかということも、役場側としては言えない。

そういう、一ついろいろもどかしい部分がある。

また、サービスを向上して利用客を増やした場合には、その分利益が出ますと指定管理

費を安くすると、そういう今のシステムになっています。

企業がやっても、どれだけ赤字になるのかというところを補填するのが、今の指定管理費用の積算根拠です。

したがって、いろいろ町民の声を聞いた中でも、「もっとサービスをよくしたほうがよいのではないか」とか、いろいろな提案が出されましたけれども、それをやってお客さんが増えてきた場合に、会社とすれば「指定管理が安くなっちゃうから、せっかく企業努力で収入を増やしたのに指定管理費が安くなっちゃったら差引きゼロじゃないか」と、「それならわざわざ苦勞してサービスする必要ないじゃないか」と、そういう可能性が非常に高い今の指定管理システムだということです。

したがって、やはり、町民が要望しているように、「サービスをもっと向上してほしい」「経費をなるべく削減してほしい」ということでは、町が直営でやっていかないと、とりあえず問題はクリアできないなというふうに考えているわけです。

ただ、経費をどれだけ縮減できるのかというのは、今言ったように、風呂の部分がんばぐらいの経費がかかって、宿泊の部分がどのぐらいになって、レストランがどうなのかという、そういう中身もはっきり分からない状況の中で、やはり今まで第三セクターでやってもらった方々からもいろいろ話を聞いています。

昔は、それぞれの分野でそれぞれ独自に計上してもらっていました。

ですから、レストランではどれぐらいかかるんだ、宿泊ではどれぐらいかかる、入浴ではどうなんだと、そういう内容も、私は把握しました。

そういうことを全部情報として集めた中で、とりあえず再開できるのは入浴だなということで決断したわけでした、今後もっとそういう情報も含め、そして、これからもっとやる気のある別海のふるさと交流館を私が運営してみたいというような方々が出てくれば、それはまた、十分検討する余地がある話だというふうに考えておりますので。

今こうしたことがもう未来永劫にこうなるということじゃなくて、今とりあえずこういう形で一旦立ち止まって再検討しようという考えですので、御理解ください。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

大変申し分ないんですが、端的にお願いをしたいなというふうに思います。

いや大変難しい問題だからね、そうなんだと思います。

説明するにも、なかなか一言では言えないという部分もあるんだということを理解しつつですね、しかし、今の説明では、指定管理だと管理料の縮減と理想的なサービス提供の両立は難しいというふうに判断した理由が、いま一つ分かりません。

時間の関係で3点目に行きます。

町長としての判断を示した後、その判断の是非について、町民や議会の意見を十分に聴く機会を持つべきです。

その予定はあるでしょうか。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） ここにいる16名の町議会議員は、町民の正式な代表でございます。

この自治体は、代議制議会ですので、町民が直接議決をするという方向ではありません。

いろいろな町民の意見を直接聴くということは大切ですが、最終的にその町の執行方針がどうなのかということを決めるのは議会でございます。

本件のような重要課題は、特に、執行責任者として、議会の議員の皆様方にしっかり説明し、理解していただくことは大切なことであるというふうに考えておりますので、9月11日の全員協議会において、議会に対してしっかり説明をさせていただきました。

また、町民の皆様に対しましては、10月の「広報べつかい」の誌面を通じて内容を説明していきたいというふうに考えております。

御理解よろしく申し上げます。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

今の御答弁ですけれども、町長の考え方を説明する、理解してもらうという機会のことを聞いたのでは、私はありません。

そうじゃなくて、議員が聞いたのは9月11日が初めてですからね。

それも含めてというか、全町民にね、伝わるというのは、正式には今日のこの場面かなというふうに思うのですけど。

この場を通してなのかなと思うのですが、町長の考え方を説明するという場が必要だということではなくて、それが必要なのですけど、私が言っているのは、町長の判断の是非について町民や議会の意見を十分に聴く。

つまり、一方向じゃなくて双方向での意見のやりとりをするという機会を持つ予定はあるのだろうかということをお聞きしているのです。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 本件のような施策につきましては、議会で話し合う、決定することになりますと、予算案に関わることであって、本来、町長がどうするというのを議案として提案することは、ほぼありません。

ただ、私の考え方について、どちらのほうがいよいのだろうかと、こうしたほうがよいのだろうかというようなお話は、また、議員の皆様方としっかり詰めていきたいと考えておりますので、そういう機会は、今後つくっていききたいなとは思っております。

ただ、町長は、町民の皆さんからしっかり行政執行をしていきなさいという責任を担わされている人間ですので、ある程度、町長が判断しなきゃならない事案も多々あります。

本当に町民にとって大変なことは、その判断をする前に町民の皆さんから意見を聴く機会は多々あったほうがよいと思っています。

そういう意味で、今回は、私の意見を述べる前に町民の皆さん方から意見をお聴きしましたし、その前20年間にわたって、私は、1人でいろいろな方々とこの話を詰めてきました。

そういう状況ですので、今回のことを「町長はこういうふうにしたいと思っているのだけれども、どうするか」というようなことを町民にまた改めてお話しする機会は、今のところちょっと考えておりません。

ただ、議員の皆様方とは、一応意見をお聴きしたいなという考え方を持っております。

以上でございます。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 議会、あるいは議員との意見交流といいますか、お互いに意見を出し合うというのは、1つは予算、あるいは条例の改正に関わって、そして一般質問と、こういう場面があるかなと思います。それについては「受けますよ」と、「十分論議をしていきたいと思う」というお考えでしたが、そのことはお聞きしましたが、「町民との意見交流という点に関しては、やるつもりはない」というお答えだったかなというふうに思うんですよ。

町長の判断までのいろいろな過程というのは大事ですよ。

それは、おっしゃるとおりですよ。

でも、一旦出した結論についてその是非を町民の意見として聴いていくということを拒むようではだめだというふうに、私は思っています。

ですので、ちょっと具体的なことですけど、ふるさと交流館の将来性を論議する場、運営委員会なり、検討会議なり、そういうようなものを持つというふうなお考えはないのでしょうか。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 実は、平成二十何年だったかな、検討委員会を設置したときに、私は検討委員でした。

そのとき、町民代表という形で、今後ふるさと交流館をどうするのだという意見を交換しましたけれども、そのときも、あるのとないのとどうだという意見では、「あったほうがよい」と言う委員の方々が大半でした。

ただ、どういうふうに運営したらよいのかということについては、意見がばらばらで、これは統一されませんでした。

ただ、「多数の意見だった」という答申です。

したがって、なかなか運営をどうしていくかということについては、一般の町民の方々が自分たちで結論を出すということは難しい状況だと思います。

もちろん、物によっては、例えば、今回の寿都でやっているような「核のごみ」とかというそういう重要な話だったら、町民の方々に最終判断してもらうというのものもあるかもしれませんが、でも、議員の皆さんは、町民の代表です。

最終的に町はどうかということを決めるのは議員の皆さんです。

町民の方々が1万5,000人みんな集まってどうするかという話は、なかなかできづらい状況です。

だから、代議員制という今の議会制度はあるんです。

もし、中村さんが、町長が決めた判断を町民の判断に委ねるべきでないかという話だったら、じゃあ議員の皆さんはどうなんだろう。

代議員制という制度はどうなるんだろう。

私は、相当難しい町の課題については、やはり最終的にできるだけ町民の声を聴くことが大事だと思いますけれども、ある程度行政の今後の方向性とか財政的な内容とか、そういうことも含めて総合的な判断をするということについては、やはり町長がしっかり責任を持って判断をしなきゃならないと、また、その判断を議員の皆さんがしっかり検証してほしいと、そう思っていますので。

決して町民と話をしないということではありません。

私の意見を決める前に町民の意見を聴くことが大事なことで、そういうふうに思っています。

ちょっと中村さんとは観点が違うかもしれませんが、私は、そういう考え方で行政を執行していこうと思っていますので、御理解をお願いします。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 町長のおっしゃっているようにですね、このふるさと交流館というのは、町民にとって大変大事な施設であります。

この運営をどうしていくのかということに関しては、私は、運営委員会なりね、そういうような場を設定して、いろいろな町民の知恵を寄せ集めるといようなことは必要だろうというふうに思うので、この件に関してはね、また論議していきましょう。

2点目に行きます。

2点目であります。

「別海町のバイオガス施設について」であります。

別海町には、町が公式に関わって運営されているバイオガス発電施設が2基あります。

これは、別海町が、平成18年2月に策定した「別海町バイオマスタウン構想」並びに平成25年に策定した「別海町バイオマス都市構想」に位置づけられた事業として展開されてきた経緯があります。

「バイオマスタウン構想」から15年、「バイオマス都市構想」から8年がたとうとしているときですので、2基のバイオガス発電施設に関わって5点質問をします。

1点目です。

新聞報道によりますと、中西別のバイオガス施設「別海町資源循環センター」について、所有者の別海町が将来的に施設を廃止する方針を固めたとされています。

報道の真偽を含め、「資源循環センター」の今後の方向性、さらに利用農家に対する方針について、町はどのように考えておられるか、説明を求めます。

○産業振興部長（門脇芳則君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（門脇芳則君） はい。

お答えします。

本施設は、平成13年に「北海道開発土木研究所」、現在の「寒地土木研究所」が、積雪寒冷地における環境資源循環プロジェクトの試験研究のために建設した施設であり、平成23年3月に実証試験が終了し、施設の廃止が決定されましたが、当時、施設を利用していた農家については、家畜排せつ物処理施設は整備済とみなされ、各種補助事業を活用した個別の処理施設の整備が行えなかったことから、町が施設を取得し、町有施設として管理運営をしてきたところでございます。

町が施設を取得した後は、施設の運用上支障が出ない範囲で最低限の設備更新をしてきましたが、建設以来19年の年数が経過し、施設の老朽化は著しく、発電機については、平成30年7月に故障し、修理不能との判断がなされ、現在は発電ができていない状況にあります。

施設の運営上、発電機の更新も考えましたが、更新には多額の費用がかかることと、令和5年度には、再生可能エネルギーの固定価格買取制度、いわゆるFITによる売電期間も満了となり、その後は売電価格も大幅に下がる見込みから、発電機の更新は断念した経緯があります。

また、施設の老朽化による維持補修費も多額になることが予想できたことから、指定管

理者であります別海バイオ株式会社及び現在7戸ある利用農家と施設の今後の方向性について慎重に協議を重ねてきたところでございます。

本年3月に開催しました農家との協議の場であります5回目の検討会議の場におきまして、施設については将来的に廃止する方針とし、利用農家のふん尿処理は、個別処理または国営環境保全型かんがい排水事業を活用した施設整備を行うことで、利用者全員との間で合意が図られたところでございます。

今後の予定ですが、国営事業の実施については、関係機関及び利用農家との協議を行い具体的な移行期間を定めたいと考えております。

また、施設の廃止までは町所有の施設となりますので、利用農家がふん尿処理に困らないよう、最低限の維持補修を行いながら指定管理施設として運営していきたいというふうに考えているところでございます。

なお、施設の廃止年及び廃止後の施設の在り方等につきましては、引き続き協議をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

いつ頃廃止するという考え方かというのは、本当に聞きたいのだけど、先ほど今検討しているということだから、また、後ほどお聞きをしたいというふうに思うのですが、一、二点ちょっとどうしても気になる点があるのでお聞きします。

撤去ということになるとですね、費用がかかるわけですね。

どのぐらいの費用になると考えているか、だれが負担するかということは、非常に心配です。

分かっている範囲でお答えいただければというふうに思います。

それから、一定期間はそのまま続ける、老朽化した施設で続ける、発電もできていないという状況で続けるということですから、町の財政負担、あるいは利用農家さんの負担というものが増えることにならないかということが、非常に心配です。

この2点についてお聞かせいただきたいと思います。

○産業振興部長（門脇芳則君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（門脇芳則君） はい。

お答えいたします。

撤去費用につきましては、町の施設でございますので、将来的には町が負担していかなければならないというふうに考えております。

また、このまま続けるということですね、故障等が発生した場合はですね、指定管理者とのどちらが負担するかという問題もございますけど、それは協議しながら、基本、施設については町が負担していかなければならないというふうには考えているところです。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 2点目の質問に入ります。

今度は、中春別のほうの施設ですが、平糸地区の「別海バイオガス発電株式会社」は、

平成27年から本格稼働を始め5年が経過、6年目に入っています。

平成29年度までの3年間で、累計の経常赤字は4億7,000万円を超え、平成30年に「事業再建計画」が策定されました。

ところが、株主総会議案資料の事業報告を見ると、平成30年度決算では6,000万円、令和元年度決算では4,500万円の経常赤字となっています。

確認の意味で改めてお聞きします。

事業再建計画後もこうした経常赤字を出してきた事実を町は認識しているものと思いますが、いかがでしょうか。

また、事業再建計画2年目を経過しても赤字経営の体質から脱却できず、2年間の累積経常赤字が1億円を超えたのはどうしてなのか、説明を求めます。

○産業振興部長（門脇芳則君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（門脇芳則君） はい。

お答えいたします。

平成30年に策定した事業再建計画から2年が経過し、令和元年度決算においても経常赤字が出ていることは認識しているところです。

事業再建計画については、「別海バイオガス発電株式会社」が赤字体質から脱却するための会社再生期間であったと考えております。

当初計画の見込みの甘さから招いた赤字体質から脱却するためには、会社としてこれまでの経営方針を大きく見直す必要があり、それに伴う設備のメンテナンス及び新たな設備投資なども必要であったため、2年間の累積経常赤字が1億円を超えたとの報告を受けているところでございます。

一方、事業再建計画策定後、経常赤字が毎年確実に減っていることと売上高が増加傾向にあることなど、経営方針の見直し及び経営努力を行った結果、着実に業績が上向いている状況も見受けられます。

もちろん、いまだ赤字体質から脱却できていないという現実を楽観視するつもりはございませんが、「別海バイオガス発電株式会社」からは、「引き続き経常赤字から脱却するための努力をしていきたい」との報告を受けておりますので、まずは、事業再建計画が終了した今年度以降の状況について注視していく必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。聞きたいことがいっぱいあるんですけども、次回にします。

3点目に入ります。

「別海バイオガス発電株式会社」に関して、本格稼働が始まった平成27年度から令和元年度までの累積経常赤字・損失は5億8,000万円を超えると、私は認識していますが、町の認識はどうでしょうか。

○産業振興部長（門脇芳則君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（門脇芳則君） はい。

お答えいたします。

本格稼働が始まった平成27年度決算からの累積経常損失が、議員おっしゃるとおり5億8,000万円を超えるということで、町も認識しているところございます。

以上でございます。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

4点目です。

この損失が、町民にとっての直接的、間接的負担、または町民の不利益に結びつくことはないか心配です。

損失が、町民の負担、不利益に結びつくことなく補われることになるのか、どういう形で補われることになるのかを聞きます。

また、これほど大きな損失を出した責任については、誰がどのように取ることになるのでしょうか。

○産業振興部長（門脇芳則君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（門脇芳則君） はい。

お答えいたします。

損失につきましては、会社が責任を持って補う必要があると考えております。

町としては、これまでどおり「これ以上の財政的支援は行わない」、また、「15年後の経営移譲についても、赤字が続くような状況では経営移譲を受けるべきではない」という考えを変えるつもりはございません。

責任の所在については、「誰がどのように」ということに言及する考えは現時点ではありませんが、少なくとも株主の有限責任を超えた責任を負うことはないものと考えているところでございます。

町としては、今後も、町民の負担、不利益に結びつくことがないよう、また、利用農家が困ることがないよう、「別海バイオガス発電株式会社」が赤字体質から脱却した安定的な経営ができるよう、株主の立場として意見を述べていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

今の答弁は、非常に微妙なんです。

なぜ微妙かと言いますとね、損失が町民の不利益にならないと、結びつかないんだというふうに確証は言っていないんですね。

「そういうふうになるように意見を言う」と言っているだけなんですよ。

これは、非常に町民にとっては不安材料だというふうに思います。

また、これについては、引き続き論議していきましょう。

5点目です。

当初計画では、12億2,000万円の借入金は8年で完済することになっています。借入金はその後14億円に膨れあがりましたが、借入金の返済は、現在どのようになっ

ていて、今後どのようなのでしょうか、説明を求めます。

○産業振興部長（門脇芳則君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（門脇芳則君） はい。

お答えいたします。

「別海バイオガス発電株式会社」は、会社法に基づき設立された株式会社でございます。借入金の現在の状況及び今後の状況については、株主である町の立場では詳細について申し上げられないことを御理解願いたいというふうに考えております。

しかし、会社からは、借入金については、当初からの返済計画に基づき滞りなく返済しており、今後も、計画に沿って返済していくとの報告を受けているところでございます。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

報告が、口頭での報告なのか、文書による報告なのか、ちゃんとその裏づけが取れているのかどうかということについてはね、聞きたいんですよ。

聞きたいんですが、時間がありませんので次回にします。

3点目に行きます。

3点目です。

「新型コロナウイルス対策について」であります。

新型コロナ感染は、第1波の一応の収束後、すぐさま第1波を上回る第2波が来しました。

今後どうなるのか、不安と関心が集まっているところです。

幸いにして、別海町では、現在のところ感染確認者は出ていませんが、いつ出てもおかしくないという状況にあります。

仮に第2波が収まっても、冬に向け第3波が来ないという保証は全くなく、むしろ来ると考えていたほうがよいと思います。

町は、これまで、5月14日の臨時会で第1次の対策として中小企業緊急支援事業など6,500万円、6月定例会で第2次対策として教育用コンピューター整備事業や休業等要請協力支援事業など2億2,000万円、7月27日の臨時会でプレミアム商品券事業など第3次対策8,800万円と、積極的に対策を打ち出してきました。

町は、今定例会においても第4次の対策を打ち出し、また、コロナ差別を防止するための声明を発出しています。

町長はじめ職員各位の工夫と努力に敬意を表しつつ、新型コロナ対策について3点質問します。

1点目です。

冬に向かっていく中でインフルエンザと新型コロナの両面の対応が重要になってくるものと思います。

町立別海病院や保健センターの体制を含め、町の対策・方針についてお聞かせください。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

お答えいたします。

町立別海病院では、新型コロナウイルス感染症対策として、現在も外来患者様に対し、玄関において体温測定や問診などを行い、疑いのある場合には別室や車などで待っていただくなどの予防策を講じており、また、入院患者様につきましては面会を制限させていただくなどの対応を取っているところでございます。

インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症対策の必要性やその方法などについては、現在、院内で協議を進めているところでありまして、今後、国及び道からの指導や要請を踏まえ対策を講じてまいります。

保健センターにおきましては、毎年、中学生以下及び65歳以上の方を対象にインフルエンザ予防接種費用の助成を行い、接種を促進させることで、感染症の発生・蔓延の防止と重症化の抑制に努めてきたところであり、本年度も同様に取り組むこととしています。

また、乳幼児の健康診断や相談業務等に加え、感染症の重症化が懸念される高齢者も対象となる健診業務も担っていることから、事業の実施に当たっては、「3密」対策はもちろん、検温やマスクの着用、消毒の実施など、新型コロナウイルス感染症対策の徹底にも努めているところでございます。

インフルエンザとコロナウイルスの同時流行は、感染拡大により重症化するリスクを高めるだけではなく医療現場の混乱にも繋がるものと考えております。

町といたしましては、これから冬季を迎え、これら感染症の発生・蔓延を防止するためにも、インフルエンザ予防接種の重要性や新型コロナウイルス感染症対策の徹底を改めて住民に周知をし、接種率の向上や住民意識の高揚に努め、同時流行の影響を最小限に抑えていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） これからの季節、本当に緊張を強いられる季節に入っていくのかなというふうに思います。

今部長がおっしゃられた点をきっちり履行しながらですね、感染を阻止していくということで、頑張っていただきたいと思います。

2点目の質問ですが、町内小・中学校には、30人程度あるいはそれを超える学級があります。

そもそも狭い教室で最大限に児童・生徒間の距離を取ろうとすると、先生が机間巡視でなくなるという状況が生まれています。

コロナ禍を機に、全国的に学級定数の改善、最低でも全学年30人以下学級、可能などころから20人学級を実現してほしいなど、「少人数学級の実現を」という声がかつてなく高まってきています。

別海町教育委員会としても、これまで学級定数改善・少人数学級については、文科省や道教委に要請してきたと聞いていますが、この機会に、他市町村教育委員会とも連携するなど、実現を迫る強力な要請行動を執っていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○教育長（登藤和哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（登藤和哉君） はい。

お答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策については、国内外の感染状況から判断しても、長期的な対応が求められており、幼児・児童・生徒が持続的に教育を受ける権利を保障する必要があると考えております。

令和2年8月でございますが、文部科学大臣が全国の教職員をはじめ学校関係者に宛てたメッセージの中で「文部科学省としても、少人数によるきめ細かな指導体制について検討するなど、令和時代のスタンダードとして新しい時代の学びの環境整備に引き続き取り組む」としているところでございます。

また、ポストコロナの学校像を方向づける政府の「教育再生実行会議」では、出席した委員から少人数学級を求める意見があり、会議終了後、文部科学大臣は「できることから速やかに行っていきたい」と述べ、来年5月に予定されている「教育再生実行会議」の提言を部分的に前倒しし、少人数学級を来年度から段階的に進めるため、必要な予算要求を行う考えを明らかにしたところでございます。

少人数教育に係る要望については、これまでも、本町としては、「北海道町村教育委員会連合会」が行う北海道教育長への要望や、「全国都道府県教育長協議会」「全国都道府県教育委員協議会」が行う国への要望の中で「少人数教育の一層の充実」「35人以下学級の早期拡充」等について要望をしてきたところでございます。

現在、このコロナ禍にあつて、子供たちの教育を受ける権利を保障するため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で学校運営を継続していく必要があることから、本町としても、校長会、他市町村教育委員会をはじめとする関係機関と連携を図りながら、新しい時代の学びの環境整備に向けて引き続き取り組みます。

以上でございます。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

最後の質問です。

文科省、道教委の動きとは別に、緊急避難的コロナ対応の学級編成、「密」にならない学級編成を町独自に措置することについて検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○教育長（登藤和哉君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（登藤和哉君） はい。

お答えいたします。

学級編成については、法律に基づき北海道教育委員会が定めており、本町としても、この基準に基づき学級編成を行っているところでございます。

文部科学省が示す「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」の中では、地域ごとの行動基準の中で、感染レベルがレベル1の地域では「児童生徒の間隔は、1メートルを目安に学級内で最大限の間隔を取ること」とされています。

このことから、本町でも、これらの基準の中で各学校において授業を行っています。

学級編成を町独自に措置することについては、法律や規則で定められていることや独自

に実施することによる費用の面から、現時点では難しいことだと考えております。

今後も、本町として、子供たちの教育を受ける権利を保障するため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営の継続に向けて、引き続き、国や道の動向を把握するとともに管内の教育委員会と情報共有を図りながら取り組んでまいります。

以上です。

○13番（中村忠士君） 終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で13番中村忠士議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時03分 休憩

---

午後 2時12分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、11番瀧川榮子議員、質問者席にお着き願います。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） なお、質問は一問一答方式であります。

○11番（瀧川榮子君） 議長。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） 通告に従いまして質問いたします。

昨年12月に発生したと考えられる新型コロナウイルス感染症は、短期間で世界的な広がりを見せ、日本国内でも感染者が継続的に確認され、感染防止のための注意喚起が促されています。

どのような環境下でいつ終息するのかは、まだ知ることができない状況にあるのだと思います。

町として、様々な対策を打ち出し、広報などを通じて感染防止の取組についても住民に呼びかけてきました。

別海町から感染症に罹患した人が出ていない現状にあっても、住民の不安は拭えません。

また、新型コロナウイルス感染症が終息した後、この感染症よりさらに強力な感染症が出現しないとも限りません。

現在現れている様々な状況を基に町として今後の感染症対策を考えておられると思い質問させていただきます。

1 番目。

滋賀県大津市役所では、職員への感染が確認された後、それまでの対応のほか、今後の対策について検討を重ねた結果をインターネットで見ることができます。

止めることのできない行政の仕事を継続させるための多くのヒントがあります。

別海町では、職員が感染した場合の対応などについて他自治体を参考に今後に向けての検討が行われているかをお聞きます。

○総務部次長（佐々木栄典君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（佐々木栄典君） はい。

お答えします。

職員が新型コロナウイルスに感染した場合の対応については、国、道、他の自治体等の対応状況を参考に、町として講ずべき措置について職員に周知しております。

その中では、職員やその家族が感染した場合の連絡体制のほか、課内、部内、全庁的な応援体制の確認や指揮命令系統などの対応について確認しております。

また、感染予防策としては、職場内の換気対策、会議室等の定期的な空間除菌対策、飛沫防止対策などのほか、手洗い、うがい、手指の消毒やせきエチケットの徹底などを実施しております。

今後、職員の中で感染者が発生した場合においても、引き続き同様の対応を実施していくことになりますが、感染状況によっては、さらに別の対応策を講ずる必要があります。

いずれにしましても、町民サービスを維持、継続することを最優先とし、その業務体制を維持するために、必要な対応策については、引き続き国や道、他の自治体の対応などを参考に検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） 道や国等の共通した対応策で対応しているということなんですけれども、これは、別海町がマニュアル化して対応策としてきちんと整備しているものかどうかについてお聞きします。

○総務部次長（佐々木栄典君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（佐々木栄典君） お答えします。

町としてはですね、これをマニュアル化にはしておりません。

道や国からの通知を基に町の考え方を職員に文書として通知して、こういった対応を徹底しているところであります。

以上です。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） それは、一応マニュアル化の最初の原本のようなものになると思うんですけれども、別海町議会では、町議会の新型コロナ感染予防対策に係る会議規程というものをつくりました。

体調管理や発症者の発生、そして会議の運営や、また、議員のウイルス感染症に伴う人権侵害などの防止についても規定を設けています。

様々な職場では体調が少し悪くてもなかなか仕事を休むことができないというような状況もありますが、一応マニュアル化しておくことによって、自分の体調が悪いとき、それが感染拡大にもつながるという事実もあったりするので、マニュアル化することで、自分がそのところに当てはまるということになれば申し出て、仕事を休んで、体を休め、体調を整えることもできると思います。

新型コロナウイルス感染症に限らず、これからも新たな感染症に向けて、今回の経験を積み重ねて町独自のマニュアルとして残していくことは、可視化することであり、大切だと思いますが、マニュアル化していく予定などというのはあるかどうかお聞きします。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） お答えします。

新型コロナウイルス感染症に関する職員の対応、庁舎としての管理対応等も含めたことかと思いますが、先ほどの次長の答弁の中にあつたとおりなんですけれども、基本的には、職員に向けた措置あるいは拡大防止を町として職員に向け文書として通知をしています。

その中では、職員が感染した場合、発熱等によるコロナウイルス対策として出勤しないことがやむを得ない場合、あるいは小・中学校等の臨時休業に伴う職員への対応について、職員、家族等が感染した場合の講ずべき措置等についてなどを具体的に項目化して、その職員の行動というものをその中に定めているところでございます。

これらの項目を具体的に職員に通知、あるいは重ねて周知を行うことで徹底を図っていきしたいと思いますけれども、今後の運用の中で、より具体的に職員が認識できるようなことにつきましては、マニュアル化等も含めて検討をしてみたいというふうに考えてまいりたいと思います。

以上です。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） 2番目に移ります。

もうすぐ冬を迎えようとしています。

窓を開けての換気も難しくなると考えます。今後の状況によっては、ソーシャルディスタンスの徹底などを視野に入れる必要もあると考えますが、いかがですか。

○総務部次長（佐々木栄典君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（佐々木栄典君） はい。

お答えします。

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策には、御承知のとおり密閉、密集、密接の「3密」を避けることが重要です。

庁舎内における対策としては、町民の生活に支障がないよう役場としての機能を維持した上で実施していますけれども、来庁者の方及び職員双方の飛沫防止対策として窓口カウンター全てに透明シートを設置したほか、入口や全カウンターへの消毒用アルコールの設置、定期的に窓を開けるなどの換気の励行等を行っております。

また、会議、面談等を行う場合は、密を避けるために、参加人数を減らし、できる限り接触機会を減らすなどの対応をしています。

さらに、職員に対しましては、せきエチケットの徹底や所属長による日常的な職員の健康状態の把握、あるいは、発熱などの症状が見られる場合は自宅で療養し体調管理に努めるなどの基本的な感染防止を行っております。

しかしながら、庁舎内は広い空間ではあるものの、職場ごとのデスクワーク環境は密であると考えていますので、飛沫防止用としてアクリル板などを利用したパーティションの設置を予定しております。

今後も、町民の生活に支障がないよう役場としての機能を維持しながら、持続可能な感染症対策に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11 番瀧川議員。

○11 番（瀧川榮子君） 職員の方の仕事は、住民にとってなくてはならない仕事ですので、ぜひ庁舎内の在り方が町民への発信にもつながります。

いろいろなこと、パーテーションをつけるとかということも出てきているということですので、みんなで注意していただきたいと思います。

3 番目に移ります。

共通した感染防止の目的に向かい対応しなくてはならないとき、根室管内や他町との連携は重要になると考えます。

他町との連携の現状をお聞きます。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に対する共通した感染防止の目的に向けた対応につきましては、北海道が提唱している「新北海道スタイル」を道内全ての自治体や企業、団体等が連携し、足並みを揃え定着させることが最も重要なことであると考えています。

御承知のとおり、「新北海道スタイル」は、国が示した「新しい生活様式」の北海道内での実践に向け、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを低減させながら社会経済活動を継続していくため、北海道に住む全ての人々と事業者の方々が連携をして、ライフスタイルやビジネススタイルを変えていく取組というものでございます。

具体的には、「マスクの着用や小まめな手洗い、健康管理の徹底、定期的な換気、定期的な消毒・洗浄、ソーシャルディスタンスの確保、せきエチケットや手洗いの呼びかけ、感染防止対策活動の可視化」の7つの基本的取組を日常の中に浸透、定着させていくことを積極的に推進するものです。

北海道では、この取組が道内隅々に行き渡ることを期待し、北海道知事を会長とする「新北海道スタイル推進協議会」を6月26日に設立しましたが、本町としましても、この取組に賛同し、7月21日付で当該協議会に加入をしているところです。

今後におきましても、協議会に加盟する道内自治体、企業、団体等と連携し、「新北海道スタイル」が掲げる「新しい生活様式」の定着に向け、情報の収集や発信に努めていきたいと考えております。

以上です。

○11 番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11 番瀧川議員。

○11 番（瀧川榮子君） 国が示したものについて足並みを揃えてやっていくことが一番大切ということは本当によく分かりますけれども、近隣の自治体との情報交換により、ほかの自治体の状況や連携するものが何かある。

今まで見えていなかったものが見えてくるというようなこともあるのではないかと思います。

これを国とか道に提言するようなことも出てくるのではないかと思いますけれども、そのことについて、そういうために情報交換するというようなことは考えておられるでしょうか。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

お答えいたします。

管内自治体との連携等につきましては、根室振興局が主催をする首長を中心とした会議であったり、あるいは保健所が主催をする担当者に向けた会議であったりというもので、情報交換などはさせていただいているところでございます。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、自治体ごとであったり、あるいは管内ごとであったりという、特別な事情・取組というものも、もちろんあると思いますけれども、基本的には、示されている方向性、感染拡大を防止するための方向性というものについては、普遍的な取組ということが定まっている、あるいは取組が示されているものでございます。

町といたしましては、もちろん管内の自治体等の状況を確認しながら、あるいは連携できるものについては連携をさせていただきながら、しかしながら、基本的な防止対策というものをしっかりと根本から取り組んでいけるような対策を今後も続けてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

4つ目の質問に移ります。

別海町には多数の福祉施設があります。

高齢者だけが入居している施設も多く、施設で感染者が出た場合、施設内での療養は困難と考えます。

また、施設だけでの問題ではなく、住民全体の問題とも言えます。

町としてどのような対策を考えておられるのかお聞きします。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） はい。

お答えいたします。

社会福祉施設等においては、厚生労働省からの各種通知に基づき感染防止に取り組んでいるところですが、万が一、利用者や職員に感染者が発生した場合の対応につきましては、感染症を所管する北海道の指示に基づき対応することとされています。

国においては、高齢者施設等で感染者が発生した際には、重症化するリスクが高いことから原則入院することが示されており、その際には北海道の指示の下対応することとしています。

また、感染者が発生した施設の使用制限等についても、感染者の状況や濃厚接触者の特定など、その感染状況から北海道が施設管理者に対し要請するものとされています。

従いまして、感染者が発生した場合の対応は、状況等により異なることから、町や施設独自の判断で対応を講じるのではなく、北海道の指示を受けながら連携して対応すべきものと考えております。

社会福祉施設等は利用者の方々やその家族の生活を維持する上で欠かせないものであることから、引き続き十分な感染防止対策を徹底してまいります。

以上です。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） 「福祉施設で感染者が出た場合には原則入院」という答弁でした。

原則入院ということは、必ずしも入院ではないというふうにも聞こえるんですけども、福祉施設での援助は不可能という考え方が町にはあるかどうか。

これは、重要なことだと考えます。

施設で感染が発生した場合、原則入院というよりも、福祉施設に入っていらっしゃる方は、高齢で様々な病気を持っている、重症化しやすいということの中で、入院対応にきちんとするのかどうか、そのところをお聞きしたいです。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） 高齢者等につきましては原則入院ということになりますが、地域の発生状況ですとか、病床の状況等によってですね、入院調整までの間、一時的な期間について、北海道の指示により入所継続を行う場合もあり得ることになっております。

そのときの対処方法としましては、生活空間の区分けですとか、入所者の健康管理ですとか、情報の共有ということで対応していくことというふうになっております。

以上です。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） 軽症の場合、一時的にその施設の中で対応していくというふうなことですけれども、なかなか専門職がいない職場ということもあります。

ぜひ、この点については、きちんと国とか道に「原則入院ではなく、入院が必要だ」ということで声を上げていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

5番目なのですが、4月28日以降に生まれた新生児への特別定額給付金ということについては、この9月の補正予算で組まれました。

これは、もう決定事項で支給されるということが分かりました。

いや、議決してないですね、まだ。

質問します。

4月27日現在町に在住する人を対象に特別定額給付金が給付されましたが、4月28日以降生まれた新生児への支給は、自治体の判断に任されています。

新生児への支給拡大は、コロナ感染対策が継続する中、これまで実施していなかった自治体も検討に入っているところが増えています。

別海町の今後の考え方をお聞きします。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 瀧川議員の御質問でございます。

まだ議決されていないので決まっていはいないですけれども、考え方は、議員の皆さんはお分かりと思います。

改めて言いましたら、4月28日以降の令和3年3月31日までに生まれた新たな住民

登録された子供に対しても1人当たり10万円支給するという予算案を本議会で提案しておりますので、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） 6番の質問に移ります。

国民健康保険の被保険者に対し、新型コロナウイルス感染症による影響で前年より30%以上収入の減少が見込まれる世帯は、要件を満たし申請することで、国民健康保険税が減免されるお知らせのチラシが届きました。

申請期間は、令和3年3月31日までとなっており、期限にゆとりがあります。

制度の活用に向け、税務課での相談体制について伺います。

また、広報を継続する必要があると考えますが、今後の更なる周知方法についてお聞きします。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

お答えいたします。

本制度につきましては、令和2年4月7日に閣議決定をした「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、「感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険等の保険料の免除等を行う」とされたことを踏まえ、本町では、本年6月に、新型コロナウイルス感染症の影響による別海町国民健康保険税減免取扱要綱を制定したところでございます。

主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯等について減免をする制度となっており、6月に送付をいたしました納税通知書に案内チラシを同封するとともに、町ホームページにおいて制度の周知をしているところでございます。

相談体制については、税務課窓口や電話での相談を随時受け付けているところでございます。

今後につきましても、「広報べつかい」への掲載や案内チラシの再送付などを行い、制度周知のため情報提供を一層推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

配布されたチラシには、減額される具体的な要件の1つとして「事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが前年に比べ10分の3以上減少する見込みである」とされています。

見込みを見極めるための期間は、何月から何月までとか期限を切ることになるのか、または、最も収入の低い月の収入を基準として見込みを立ててよいのか、相談のときにはどのような説明がなされるのか、お聞きします。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

基本的には、令和2年の収入が前年のものよりも、ということになりますので、1年が

対象になるということになります。

ただし、現在の収入の減少具合というものは、なかなか現時点のことですので判断が難しい場面もありますので、税務課なりに具体的に相談をしていただくということが非常に重要になります。

当然、役場支所等での相談もできますけれども、相談については、さまざまな税情報の確認等も必要になりますので、ぜひ詳しく御相談いただければというふうに考えております。

以上です。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

収入の減少があるときの減免は、被保険者にとって本当に大きな助けとなります。

同じコロナ対策で、後期高齢者医療や介護保険料についても減免について説明される部署への案内がされることが大切ですが、国保税と同じような案内がされるのかどうかについてお聞きします。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

先ほど申し上げました国保税の減免の内容につきましては、国保税に関する内容のことであり、また、介護保険やほかの部分について等の取扱いの内容が異なる点もございます。

その制度ごとにですね、周知の在り方、あるいは内容についてもちょっと異なりますので、周知等においては、それぞれ工夫をさせていただきながらですね、住民に伝わるような形での取組に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

次の質問に移ります。

戦争の遺跡である「掩体壕の歴史文化遺産へのリストアップについて」です。

別海町教育委員会では、別海町歴史文化遺産への認定候補物件241件をリストアップしているとし、昨年は、別海村開村88周年を記念して作られた「別海音頭」が、13番目の別海町歴史文化遺産に認定されました。

リストアップされた内容の認定に向けた作業は膨大になるのではないかと推察します。

掩体壕は候補物件になり得るとされながらリストアップされないままの現状にありましたが、現在の状況をお聞きします。

○教育部次長（石川 誠君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部次長。

○教育部次長（石川 誠君） はい。

本別地区の掩体壕について、教育委員会では、覆いのある掩体壕が3つ、覆いのない掩体壕が4つあることを確認しています。

このうち覆いのある3つの掩体壕については、昨年の瀧川議員の御質問にお答えしたと

おり、いずれも現在使用している牧草地の中にあります。

その後、土地所有者2名と別海町歴史文化遺産に認定することについて協議を行っております。

その結果、土地所有者2名とも、見学者が勝手に農地に入らないような方策をとることを条件に別海町歴史文化遺産への認定に同意していただきました。

このため、「別海町文化財保護審議会」とも協議し、まずは、この3つの掩体壕を別海町歴史文化遺産候補物件としてリストアップし、立入り禁止看板の設置など、見学者が勝手に農地に入らないための有効な方策について検討した上で、別海町歴史文化遺産に認定したいと考えております。

以上です。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） これから草刈りも終わり、リストアップされる掩体壕について、確認や保存のための方策を練る時間が出てくると思います。

土地所有者への十分な配慮と見学する人が牧草地に入らないための考えられる方策を最大限土地所有者の意見を反映しながら実施していただきたいと思います。

次の質問に入ります。

「子ども未来議会」の継続についてです。

今年1月、別海町の全小学校から2人ずつ児童が参加し、「子ども未来議会」が開かれました。

子供たちは真剣に未来と向き合い、教育委員会は子供たちをバックアップしました。

1校から2名しか議員として参加することのできなかった現状の中で、別海中央小学校の6年生は、全員参加で別海町の未来の第8次総合計画について自分たちで考え、それについて時間をかけ、アイデアを練り、議場で発表するという画期的な内容をやり遂げました。

議会での発言が自分たちの生かしてほしい考えを伝えられる場だと認識したのだと思います。

「子ども未来議会」は、今年度は中学生、来年度は高校生を予定しています。

別海町教育委員会では、「点数を上げるための取組」ではなく、「学びの土台」を築いていくことが大切だとしています。

学びの土台を体験できる場となる「子ども未来議会」の継続が大切だと考えますが、いかがですか。

○教育長（登藤和哉君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（登藤和哉君） はい。

令和元年度から実施しております「べっかい子ども未来議会」は、地域の課題解決を担う意識を養うことを目的に、児童・生徒に対する主権者教育の一環として3年間の計画で取り組んでおります。

子供議会自体は、全ての児童・生徒が参加するものではありませんが、開催に先立ちまちづくりに係るアンケート調査を行っていることから、子供たちの意見表明の機会としても重要な取組になっているというふうに考えております。

また、代表となる児童・生徒も、アンケート結果を確認した上で一般質問の作成を行っ

ており、同世代の意見や要望を踏まえた質問内容となっております。

令和4年度以降の事業についてでございますが、主権者教育や児童・生徒の意見表明の機会に係る手法については、様々な取組があることから、ほかの事例等を調査した上で実施について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

昨年度の開催は、前回の開催から10年以上の開きがありました。

この開きは大き過ぎると思います。

「別海町第7次総合計画」には、「人がつながり 未来につながる」という言葉があります。

町の未来を考えると、子供たちの存在を軽視することはできません。

行政は、未来の大人である小さな市民の声を生かす手段として考えてきたと思いますが、継続は大切だと考えます。

続けて、今年度が終わって、来年度、そして、様々なことがあってなかなか未来議会が難しいということの中でも、10年という間隔は本当に長過ぎると思います。

本当は、毎年開いていただきたいんですけども、間隔を短くして子供たちの意見を主権者教育として取り上げる、そういう機会をたくさん設けていただく方向性というのを考えていただきたいんですけどもいかがですか。

○教育長（登藤和哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（登藤和哉君） はい。

お答えをさせていただきます。

来年度までは一応予定はされておるんですが、それ以降についてでございますが、具体的な事例といたしまして、主権者教育の事例といたしまして、先ほど議員のおっしゃられました未来を創造する先進的な教育活動ということで、表現力や発信力、これらの育成のために外国人と交流するなどの取組がいろいろされているところでございます。

そのような多種多様の取組を調査した上で、今後の継続について考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

ぜひ、毎年度でなくても完結的でもよいので、定期的に子供たちの意見を述べられる場をつくっていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で11番瀧川榮子議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

ここでお諮りします。

各種調査及び各委員会開催のため、9月16日と17日の2日間を休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、9月16日と17日の2日間を休会とすることに決定いたしました。

---

#### ◎散会宣言

○議長(西原 浩君) 以上で本日の日程は、全て終了いたしました。

本日は、これで散会します。

なお、明日は、予算決算審査特別委員会が午前10時から開催されますので、よろしくお願いいたします。

皆さん、御苦労さまでした。

散会 午後 2時52分